

(別表) 経済産業大臣の処分に係る標準処理期間

1. 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
自転車競技法第23条第1項に基づく競輪振興法人の指定	25日	1月
自転車競技法第26条第1項に基づく競輪関係業務規程の認可及び変更認可	25日	1月
自転車競技法第27条第1項に基づく競輪振興法人の事業計画書及び収支予算書の認可	25日	1月
自転車競技法第28条に基づく競輪関係業務の休廃止の許可	25日	1月

自転車競技法第34条第1項に基づく競輪振興法人の役員 の選任及び解任の認可	25日	1月
自転車競技法第38条第1項に基づく競技実施法人の 指定	25日	1月
自転車競技法第39条第1項に基づく競技実施法人の 指定の更新	25日	1月
自転車競技法第41条第1項に基づく競技実施業務規程 の認可及び変更認可	25日	1月
自転車競技法第42条第1項に基づく競技実施法人の 事業計画書及び収支予算の認可	25日	1月
自転車競技法第46条第1項に基づく競技実施法人の 役員 の選任及び解任の認可	25日	1月

2. 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
鉱山保安法施行規則第29条第1項第25号に基づく指定記録保存機関の指定	20日	20日

3. 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>中小企業等協同組合法第9条の2の2第1項に基づく団体協約の調停</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>
<p>中小企業等協同組合法第9条の2の2第1項に基づく団体協約のあっせん</p>	<p>10日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、15日）</p>	<p>3週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1月）</p>
<p>中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項に基づく事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可</p>	<p>10日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、15日）</p>	<p>3週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1月）</p>
<p>中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項に基づく事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>
<p>中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項に基づく事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>

中小企業等協同組合法第9条の9第5項において準用する第9条の2の3第1項に基づく協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	10日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、15日）	3週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1月）
中小企業等協同組合法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項に基づく協同組合連合会の共済規程の認可	15日	1月
中小企業等協同組合法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第4項に基づく協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可	15日	1月
中小企業等協同組合法第27条の2第1項に基づく事業協同組合等の設立の認可	10日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、15日）	3週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1月）
中小企業等協同組合法第48条に基づく組合員による臨時総会招集の承認	10日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、15日）	3週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1月）
中小企業等協同組合法第51条第2項に基づく定款の変更の認可	10日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、15日）	3週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1月）
中小企業等協同組合法第57条の2に基づく会員が火災共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済を行う協同組合連合会の火災共済規程の変更の認可	15日	1月

中小企業等協同組合法第57条の3第5項に基づく信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受けの認可	15日	1月
中小企業等協同組合法第57条の5に基づく共済事業を行う組合等の余裕金の運用の特例の認可	15日	1月
中小企業等協同組合法第62条第4項に基づく責任共済等の事業を行う組合等の解散決議の認可	15日	1月
中小企業等協同組合法第63条第3項に基づく合併の認可	10日（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、15日）	3週（行政庁が経済産業大臣及びその他の大臣であるとき又は経済産業大臣及び都道府県知事であるときは、1月）
中小企業等協同組合法第82条の2に基づく中小企業団体中央会の設立の認可	10日	3週
中小企業等協同組合法第82条の10第4項において準用する第48条の規定に基づく中小企業団体中央会の会員による臨時総会招集の承認	10日	3週
中小企業等協同組合法第82条の10第4項において準用する第51条第2項に基づく中小企業団体中央会の定款変更の認可	10日	3週

4. 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>産業標準化法第30条第1項及び第2項、第31条第1項、第32条第1項から第3項まで、第33条第1項並びに第37条第1項から第6項までの規定による登録認証機関の登録又は登録の更新</p>	<p>6月</p>	<p>6月</p>
<p>産業標準化法第22条第3項及び第23条第2項、第24条第1項の規定による認定産業標準作成機関の認定若しくは認定の更新又は変更の認定</p>	<p>6月</p>	<p>6月</p>

5. 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

83	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
外国為替及び外国貿易法第25条第5項に基づく役務取引等の許可	4週	4週
輸出貿易管理令第2条第1項第1号に基づく貨物の輸出に係る承認（水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（以下「特定水銀使用製品等」という。）に係るものを除く。）	1週（キンバリープロセスに係るもの、核燃料物質及び核原料物質に係るもの、麻薬等の原材料に係るもの、モントリオール議定書に係るもの、特定有害廃棄物等に係るもの、PIC条約に係るもの、POPs条約に係るもの、水銀に関する水俣条約に係るもの、ワシントン条約に係るもの、並びに希少野生動植物種に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）	1週（キンバリープロセスに係るもの、核燃料物質及び核原料物質に係るもの、麻薬等の原材料に係るもの、モントリオール議定書に係るもの、特定有害廃棄物等に係るもの、PIC条約に係るもの、POPs条約に係るもの、水銀に関する水俣条約に係るもの、ワシントン条約に係るもの、並びに希少野生動植物種に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）
輸出貿易管理令第2条第1項第1号に基づく貨物の輸出に係る承認（特定水銀使用製品等に係るものに限る。）	40日	40日

<p>輸入貿易管理令第4条第1項第1号に基づく輸入の承認</p>	<p>1週（モンテリオール議定書に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）</p>	<p>1週（モンテリオール議定書に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）</p>
<p>輸入貿易管理令第4条第1項第2号に基づく輸入の承認（原子力関係物質に係るもの、火薬類に係るもの、武器関係に係るもの及び特定水銀使用製品等に係るものを除く。）</p>	<p>1週 （特定輸入承認に係るもの、ワシントン条約に係るもの、モンテリオール議定書に係るもの、特定有害廃棄物等に係るもの、化学兵器禁止条約に係るもの及び水銀に関する水俣条約に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）</p>	<p>1週 （特定輸入承認に係るもの、ワシントン条約に係るもの、モンテリオール議定書に係るもの、特定有害廃棄物等に係るもの、化学兵器禁止条約に係るもの及び水銀に関する水俣条約に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）</p>
<p>輸入貿易管理令第4条第1項第2号に基づく輸入の承認（原子力関係物質に係るもの、火薬類に係るもの及び武器関係に係るものを除く。）</p>	<p>1週 （ワシントン条約に係るもの、モンテリオール議定書に係るもの、特定有害廃棄物等に係るもの、化学兵器禁止条約に係るもの及び特定輸入承認に係るものについては条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）</p>	<p>1週 （ワシントン条約に係るもの、モンテリオール議定書に係るもの、特定有害廃棄物等に係るもの、化学兵器禁止条約に係るもの及び特定輸入承認に係るものについては条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）</p>
<p>輸入貿易管理令第4条第1項第2号に基づく輸入の承認（特定水銀使用製品等に係るものに限る。）</p>	<p>40日</p>	<p>40日</p>
<p>輸入貿易管理令第5条第2項に基づく輸入の承認に係る特別有効期間の設定又は有効期間延長の承認</p>	<p>1週</p>	<p>1週</p>

輸入貿易管理令第9条第1項に基づく輸入割当て（水産物に係るものを除く。）	2週 （モンテリオール議定書に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）	2週 （モンテリオール議定書に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）
輸入貿易管理令第9条第1項に基づく輸入割当て（水産物に係るものに限り。）	4週	4週
輸入貿易管理令第9条第1項に基づく輸入割当てを受けた者からの輸入の委託の確認	1週	1週
外国為替令第6条第2項に基づく支払等の許可	1週 （国連が設置する制裁機関への照会に要する期間を除く。）	1週 （国連が設置する制裁機関への照会に要する期間を除く。）
外国為替令第15条第2項に基づく特定資本取引の許可	1週 （国連が設置する制裁機関への照会に要する期間を除く。）	1週 （国連が設置する制裁機関への照会に要する期間を除く。）
外国為替令第18条第4項に基づく役務取引等の許可	1週 （国連が設置する制裁機関への照会に要する期間を除く。）	1週 （国連が設置する制裁機関への照会に要する期間を除く。）
輸入公表第3号に基づく確認	3日（ワシントン条約その他の国際約束に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）	3日（ワシントン条約その他の国際約束に係るものについては、条約事務局等関係機関への照会に要する期間を除く。）

6. 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>火薬類取締法第3条に基づく火薬類製造営業許可</p>	<p>60日</p>	<p>60日</p>
<p>火薬類取締法第10条第1項に基づく製造施設、製造方法の変更</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>火薬類取締法第15条第1項に基づく完成検査</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>火薬類取締法第15条第1項ただし書きの規定に基づく指定完成検査機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>火薬類取締法第15条第1項ただし書きの規定に基づく指定完成検査機関の更新</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>

火薬類取締法第15条第2項第2号に基づく認定完成検査実施者の認定	90日	90日
火薬類取締法第15条第2項第2号に基づく認定完成検査実施者の認定の更新	90日	90日
火薬類取締法第28条第1項に基づく危害予防規程の認可	1月	1月
火薬類取締法第28条第1項に基づく危害予防規程の変更の認可	15日	15日
火薬類取締法第29条第1項に基づく保安教育計画の認可	1月	1月
火薬類取締法第29条第1項に基づく保安教育計画の変更の認可	15日	15日
火薬類取締法第31条第3項に基づく甲種及び乙種火薬類製造保安責任者免状の交付	2週	2週

火薬類取締法第31条第7項に基づく甲種及び乙種火薬類製造保安責任者免状の再交付	10日	10日
火薬類取締法第31条第7項に基づく甲種及び乙種火薬類製造保安責任者免状の書換	10日	10日
火薬類取締法第31条の3第1項に基づく指定試験機関の指定	15日	15日
火薬類取締法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関の指定	25日	25日
火薬類取締法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関の更新	25日	25日
火薬類取締法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者の認定	90日	90日
火薬類取締法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者の認定の更新	90日	90日

火薬類取締法第45条の9第1項に基づく指定試験機関の試験事務の休廃止の許可	30日	30日
火薬類取締法施行規則第32条に基づく危険の虞のない場合の特則の承認	60日	60日

7. 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>小型自動車競走法第27条第1項に基づく小型自動車競走振興法人の指定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>小型自動車競走法第30条第1項に基づく小型自動車競走関係業務規程の認可及び変更認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>小型自動車競走法第31条第1項に基づく小型自動車競走振興法人の事業計画書及び収支予算書の認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>小型自動車競走法32条に基づく小型自動車競走関係業務の休廃止の許可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>小型自動車競走法第38条第1項に基づく小型自動車競走振興法人の役員を選任及び解任の認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>

小型自動車競走法第42条第1項に基づく競走実施法人の指定	25日	1月
小型自動車競走法第43条第1項に基づく競走実施法人の指定の更新	25日	1月
小型自動車競走法第45条第1項に基づく競走実施業務規程の認可及び変更認可	25日	1月
小型自動車競走法第46条第1項に基づく競走実施法人の事業計画書及び収支予算の認可	25日	1月
小型自動車競走法第50条第1項に基づく競走実施法人の役員 の選任及び解任の認可	25日	1月

8. 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>商品先物取引法第3条第1項ただし書に基づく商品取引所の兼業の認可</p>	<p>4月</p>	<p>4月</p>
<p>商品先物取引法第3条の2第1項ただし書に基づく商品取引所の子会社の認可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>商品先物取引法第9条に基づく会員商品取引所の設立の許可</p>	<p>4月</p>	<p>4月</p>
<p>商品先物取引法第54条第5項において準用する第59条第7項に基づく会員商品取引所の会員総会の招集の承認</p>	<p>10日</p>	<p>10日</p>
<p>商品先物取引法第59条第7項に基づく会員総会の招集の承認</p>	<p>10日</p>	<p>10日</p>

商品先物取引法第76条第1項に基づく会員商品取引所の合併の認可	4月	4月
商品先物取引法第78条に基づく株式会社商品取引所の許可	4月	4月
商品先物取引法第88条第1項に基づく株式会社商品取引所の資本の額の減少の認可	1月	1月
商品先物取引法第96条第1項に基づく株式会社商品取引所の解散の決議又は合併の認可	4月	4月
商品先物取引法第96条の19第1項に基づく地方公共団体等による株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権の取得又は保有の認可	1月	1月
商品先物取引法第96条の25第1項に基づく株式会社商品取引所の子会社化又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立に係る認可	4月	4月
商品先物取引法第96条の25第3項ただし書に基づく特定持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることに係る認可	4月	4月

商品先物取引法第96条の3第1項に基づく地方公共団体等による商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権の取得又は保有の認可	1月	1月
商品先物取引法第96条の3第7項ただし書に基づく商品取引所持株会社の子会社の認可	1月	1月
商品先物取引法第103条第7項に基づく会員等又は取次者と銀行等との間における商品取引所への取引証拠金相当額の預託に係る契約の締結の承認	1月	1月
商品先物取引法第104条第5項に基づく商品取引所の格付人の承認	1月	1月
商品先物取引法第132条第1項に基づく会員商品取引所の第121条の組織変更の認可	4月	4月
商品先物取引法第145条第1項に基づく商品取引所を当事者とする合併の認可	4月	4月
商品先物取引法第155条第1項に基づく商品取引所の定款変更の認可（上場商品又は上場商品指数の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。）に係るものに限る。）	4月	4月

商品先物取引法第155条第1項に基づく商品取引所の定款変更の認可（上場商品又は上場商品指数の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。）に係るものを除く。）	1月	1月
商品先物取引法第156条第1項に基づく商品取引所の業務規程等変更の認可（上場商品又は上場商品指数の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。）に係るものに限る。）	4月	4月
商品先物取引法第156条第1項に基づく商品取引所の業務規程等変更の認可（上場商品又は上場商品指数の変更（廃止又は範囲の縮小を除く。）に係るものに除く。）	1月	1月
商品先物取引法第167条に基づく商品取引債務引受業の許可	4月	4月
商品先物取引法第170条第2項ただし書に基づく商品取引清算機関の兼業の承認	1月	1月
商品先物取引法第173条第1項に基づく商品取引所の商品取引債務引受業等の兼業の承認	4月	4月
商品先物取引法第179条第7項において準用する第103条第7項に基づく会員等又は取次者等と銀行等との間における商品取引清算機関への取引証拠金相当額の預託に係る契約の締結の承認	1月	1月

商品先物取引法第182条に基づく商品取引清算機関の定款又は業務方法書の変更の認可	1月	1月
商品先物取引法第183条に基づく商品取引清算機関の商品取引債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可	1月	1月
商品先物取引法第190条第1項に基づく商品先物取引業の許可	1月	1月
商品先物取引法第190条第2項に基づく商品先物取引業の許可の更新	1月	1月
商品先物取引法第206条第3項に基づく商品先物取引協会の定款における外務員の登録に関する事項の定めに係る認可	1月	1月
商品先物取引法第214条の3第3項ただし書に基づく商品先物取引業者の損失補てんに係る確認	1月	1月
商品先物取引法第221条第2項ただし書に基づく商品取引責任準備金の使用の承認	1月	1月

商品先物取引法第225条第1項に基づく商品先物取引業者の合併又は分割の認可	1月	1月
商品先物取引法第228条第1項に基づく商品先物取引業者の事業譲渡の認可	1月	1月
商品先物取引法第240条の2第1項に基づく商品先物取引仲介業の登録	1月	1月
商品先物取引法第240条の2第2項に基づく商品先物取引仲介業の登録の更新	1月	1月
商品先物取引法第240条の17において準用する第214条の3第3項ただし書に基づく商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者の損失補てんに係る確認	1月	1月
商品先物取引法第245条に基づく商品先物取引協会の設立認可	4月	4月
商品先物取引法第250条第1項に基づく商品先物取引協会の定款等の変更認可	1月	1月

商品先物取引法第277条第2項第3号に基づく商品先物取引業者が他の委託者保護基金の会員となる場合の承認	1月	1月
商品先物取引法第279条第1項に基づく委託者保護基金の設立認可	4月	4月
商品先物取引法第283条第2項に基づく委託者保護基金の定款の変更認可	1月	1月
商品先物取引法第286条第2項に基づく委託者保護基金の役員を選任及び解任の認可	1月	1月
商品先物取引法第296条第4項に基づく委託者保護基金の運営審議会の委員の認可	1月	1月
商品先物取引法第301条第2項に基づく委託者保護基金の業務規程の変更認可	1月	1月
商品先物取引法第308条第2項に基づく返還資金融資に関する適格性の認定	1月	1月

商品先物取引法第318条第1項に基づく委託者保護基金の財務諸表等の承認	1月	1月
商品先物取引法第325条第2項に基づく委託者保護基金の総会の議決による解散の認可	1月	1月
商品先物取引法第332条第1項に基づく第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	4月	4月
商品先物取引法第335条第1項に基づく第一種特定商品市場類似施設に係る事項の変更の許可	4月	4月
商品先物取引法第342条第1項に基づく第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	4月	4月
商品先物取引法第345条において準用する第335条第1項に基づく第二種特定商品市場類似施設に係る事項の変更の許可	4月	4月
商品先物取引法第349条第3項において準用する第214条の3第3項ただし書に基づく特定店頭商品デリバティブ取引業者の損失補てんに係る確認	1月	1月

9. 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>鉱業法第18条第2項に基づく試掘権の存続期間延長の許可</p>	<p>1月</p>	<p>45日</p>
<p>鉱業法第21条第1項に基づく鉱業権設定の許可</p>	<p>5月 （鉱業法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。）</p>	<p>6月 （鉱業法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。）</p>

<p>鉱業法第30条第1項に基づく鉱業出願地の増減の許可</p>	<p>4月 (鉱業法第30条第2項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)</p>	<p>5月 (鉱業法第30条第2項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)</p>
<p>鉱業法第39条第1項に基づく鉱業権設定の許可</p>	<p>5月 (鉱業法第39条第4項により準用する同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続及び同法第40条第4項の規定に基づく関係機関への協議に関する期間を除く。)</p>	<p>6月 (鉱業法第39条第4項により準用する同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続及び同法第40条第4項の規定に基づく関係機関への協議に関する期間を除く。)</p>
<p>鉱業法第41条第1項に基づく鉱業権設定の許可</p>	<p>5月 (鉱業法第41条第4項において準用する法第24条に基づく関係機関への協議、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)</p>	<p>6月 (鉱業法第41条第4項において準用する同法第24条に基づく関係機関への協議、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)</p>

<p>鉱業法第44条第1項に基づく鉱区の増加の許可</p>	<p>4月 (鉱業法第44条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)</p>	<p>5月 (鉱業法第44条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)</p>
<p>鉱業法第44条第1項に基づく鉱区の減少の許可</p>	<p>45日</p>	<p>2月</p>
<p>鉱業法第45条第1項に基づく鉱区の増減の許可</p>	<p>4月 (鉱業法第45条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議及び同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)</p>	<p>5月 (鉱業法第45条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議及び同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)</p>
<p>鉱業法第46条第1項に基づく隣接鉱区への掘進増区の許可</p>	<p>3月</p>	<p>4月</p>
<p>鉱業法第50条第1項に基づく採掘鉱区の合併の許可</p>	<p>75日</p>	<p>3月</p>

鉱業法第50条第1項に基づく採掘鉱区の分割の許可	45日	2月
鉱業法第50条第2項に基づく採掘鉱区の分割及び合併の許可	45日	2月
鉱業法第51条の2に基づく鉱業権の移転の許可	5月	6月
鉱業法第62条第2項に基づく事業着手延期の認可	16日	3週
鉱業法第62条第3項に基づく事業休止の認可	16日	3週
鉱業法第63条第2項に基づく採掘施業案の認可・変更の認可	2月 (鉱業法施行規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月 (鉱業法施行規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第63条の2第1項に基づく施業案の認可・変更	2月 (鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月 (鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)

鉱業法第63条の2第2項に基づく施業案の認可・変更	2月 (鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月 (鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第76条第4項に基づく租鉱権の存続期間延長の認可	65日	80日
鉱業法第77条第1項に基づく租鉱権の設定の認可	3月	4月
鉱業法第78条第1項に基づく租鉱区増減の認可	3月	4月
鉱業法第87条に基づく租鉱施業案の認可・変更の認可	2月 (鉱業法施行規則第33条により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月 (鉱業法施行規則第33条により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第100条の2第1項に基づく鉱物の探査の許可	2月	2月
鉱業法第100条の4第1項に基づく鉱物の探査の変更の許可	2月	2月

鉱業法第100条の8第1項に基づく鉱物の探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認	2月	2月
鉱業法第100条の9第1項に基づく鉱物の探査の許可を受けた者の相続の承認	2月	2月
鉱業法第101条第1項に基づく土地立入、竹木伐採の許可	4月	5月
鉱業法第106条第1項に基づく土地の使用又は収用の許可	5月 (鉱業法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)	6月 (鉱業法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)
鉱業法第108条に基づく水の使用又は収用に関する権利の許可	5月 (鉱業法第108条により準用する同法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)	6月 (鉱業法第108条により準用する同法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)
鉱業法第119条に基づく供託金銭の取り戻しの承認	75日	3月
鉱業法施行規則第41条第1項に基づく供託金銭の分割供託の承認	16日	3週

10. 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>高圧ガス保安法第20条第1項に基づく指定完成検査機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第20条第3項第2号に基づく認定完成検査実施者の認定（第39条の7第2項の書面が添えられている場合に限る。）</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第20条第3項第2号に基づく認定完成検査実施者の認定（第39条の7第2項の書面が添えられていない場合に限る。）</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>
<p>高圧ガス保安法第22条第1項第1号に基づく指定輸入検査機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第29条第4項に基づく製造保安責任者又は販売主任者の免状の交付</p>	<p>14日</p>	<p>14日</p>

<p>高圧ガス保安法第31条第3項に基づく指定講習機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第31条の2第1項に基づく指定試験機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第35条第1項第1号に基づく指定保安検査機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者の認定（第39条の7第4項の書面が添えられている場合に限る。）</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第35条第1項第2号に基づく認定保安検査実施者の認定（第39条の7第4項の書面が添えられていない場合に限る。）</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>
<p>高圧ガス保安法第39条の13に基づく認定高度保安実施者の認定又はその更新</p>	<p>4月</p>	<p>4月</p>
<p>高圧ガス保安法第44条第1項に基づく指定容器検査機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>

<p>高圧ガス保安法第49条の5第1項に基づく登録容器等製造業者の登録（第49条の8第2項の書面が添えられている場合に限る。）</p>	40日	40日
<p>高圧ガス保安法第49条の5第1項に基づく登録容器等製造業者の登録（第49条の8第2項の書面が添えられていない場合に限る。）</p>	45日	45日
<p>高圧ガス保安法第49条の9第1項に基づく登録容器等製造業者の登録の更新（第49条の8第2項の書面が添えられている場合に限る。）</p>	40日	40日
<p>高圧ガス保安法第49条の9第1項に基づく登録容器等製造業者の登録の更新（第49条の8第2項の書面が添えられていない場合に限る。）</p>	45日	45日
<p>高圧ガス保安法第49条の15に基づく登録容器等製造業者の登録証の再交付</p>	3日	3日
<p>高圧ガス保安法第49条の21第1項に基づく高圧ガス容器又は付属品の形式承認（第49条の23第1項の試験に合格したことを証する書面が添えられている場合に限る。）</p>	30日	30日
<p>高圧ガス保安法第49条の21第1項に基づく高圧ガス容器又は付属品の形式承認（第49条の23第1項の試験に合格したことを証する書面が添えられていない場合に限る。）</p>	30日	30日

<p>高圧ガス保安法第49条の31第1項に基づく外国容器等製造業者の登録又は更新（第49条の31第2項で準用する第49条の8第2項の書面が添えられている場合に限る。）</p>	15日	15日
<p>高圧ガス保安法第49条の31第1項に基づく外国容器等製造業者の登録又は更新（第49条の31第2項で準用する第49条の8第2項の書面が添えられていない場合に限る。）</p>	45日	45日
<p>高圧ガス保安法第49条の33第1項に基づく外国容器等製造業者に係る容器又は附属品の型式承認（第49条の33第2項で準用する第49条の21第3項に規定する第49条の23第1項の試験に合格したことを証する書面が添えられている場合に限る。）</p>	15日	15日
<p>高圧ガス保安法第49条の33第1項に基づく外国容器等製造業者に係る容器又は附属品の型式承認（第49条の33第2項で準用する第49条の21第3項に規定する第49条の23第1項の試験に合格したことを証する書面が添えられていない場合に限る。）</p>	30日	30日
<p>高圧ガス保安法第56条の3第1項に基づく指定特定設備検査機関の指定</p>	25日	25日
<p>高圧ガス保安法第56条の3第1項に基づく特定設備検査(特定設備の製造をする者)</p>	80日	80日
<p>高圧ガス保安法第56条の3第2項に基づく特定設備検査(特定設備の輸入をした者)</p>	30日	30日

<p>高圧ガス保安法第56条の3第3項に基づく特定設備検査(外国において本邦に輸出される特定設備の製造をする者)</p>	80日	80日
<p>高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録(第56条の6の5第2項の書面が添えられている場合に限る。)</p>	40日	40日
<p>高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録(第56条の6の5第2項の書面が添えられていない場合に限る。)</p>	45日	45日
<p>高圧ガス保安法第56条の6の6第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録の更新(第56条の6の5第2項の書面が添えられている場合に限る。)</p>	40日	40日
<p>高圧ガス保安法第56条の6の6第1項に基づく登録特定設備製造業者の登録の更新(第56条の6の5第2項の書面が添えられていない場合に限る。)</p>	45日	45日
<p>高圧ガス保安法第56条の6の12に基づく登録特定設備製造業者の登録証の再交付</p>	3日	3日
<p>高圧ガス保安法第56条の6の14に基づく登録特定設備製造業者の基準適合証の交付</p>	15日	15日

高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく外国特定設備製造業者の登録（第56条の6の2第2項で準用する第56条の6の5第2項の書面が添えられている場合に限る。）	20日	20日
高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく外国特定設備製造業者の登録（第56条の6の2第2項で準用する第56条の6の5第2項の書面が添えられていない場合に限る。）	45日	45日
高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく外国特定設備製造業者の登録の更新（第56条の6の2第2項で準用する第56条の6の5第2項の書面が添えられている場合に限る。）	20日	20日
高圧ガス保安法第56条の6の2第1項に基づく外国特定設備製造業者の登録の更新（第56条の6の2第2項で準用する第56条の6の5第2項の書面が添えられていない場合に限る。）	45日	45日
高圧ガス保安法第56条の7第1項に基づく指定設備の認定	25日	25日
高圧ガス保安法第56条の7第1項に基づく指定設備認定機関の指定	30日	30日
高圧ガス保安法第58条の8第1項に基づく指定試験機関の業務の休止又は廃止の許可	30日	30日

高圧ガス保安法第58条の20の2第1項に基づく指定完成検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の23第1項に基づく指定完成検査機関の業務規程の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の23第1項に基づく指定完成検査機関の業務規程の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の指定の更新	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の業務規程の認可	25日	25日
高圧ガス保安法第58条の30の2第2項に基づく指定輸入検査機関の業務規程の変更認可	15日	15日
高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の指定の更新	25日	25日

<p>高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の業務規程の認可</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第58条の30の3第2項に基づく指定保安検査機関の業務規程の変更認可</p>	<p>15日</p>	<p>15日</p>
<p>高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の指定の更新</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の業務規程の認可</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第58条の31第2項に基づく指定容器検査機関の業務規程の変更認可</p>	<p>15日</p>	<p>15日</p>
<p>高圧ガス保安法第58条の32第2項に基づく指定特定設備検査機関の指定の更新</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第58条の32第2項に基づく指定特定設備検査機関の業務規程の認可</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>

<p>高圧ガス保安法第58条の3第2項に基づく指定特定設備検査機関の業務規程の変更認可</p>	<p>15日</p>	<p>15日</p>
<p>高圧ガス保安法第58条の3第4項に基づく検査組織等調査機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第59条に基づく検査組織等調査機関の指定の更新</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第59条に基づく検査組織等調査機関の業務規程の認可</p>	<p>25日</p>	<p>25日</p>
<p>高圧ガス保安法第59条に基づく検査組織等調査機関の業務規程の変更認可</p>	<p>15日</p>	<p>15日</p>
<p>容器保安規則第8条第4項に基づく刻印の方法に対する特例基準の認可</p>	<p>30日</p>	<p>30日</p>
<p>容器保安規則第10条第5項に基づく表示の方法に対する特例基準の認可</p>	<p>30日</p>	<p>30日</p>

容器保安規則第18条第2項に基づく附属品の刻印に対する特例基準の認可	30日	30日
容器保安規則第21条第2項に基づく容器の加工の基準に対する特例基準の認可	50日	50日
容器保安規則第24条第3項に基づく容器再検査の期間に対する特例基準の認可	50日	50日
容器保安規則第25条第2項に基づく容器再検査方法の特例基準の認可	50日	50日
容器保安規則第26条第5項に基づく容器再検査における容器の規格に対する特例基準の認可	50日	50日
容器保安規則第27条第2項に基づく附属品再検査の期間の特例基準の認可	50日	50日
容器保安規則第28条第2項に基づく附属品再検査の方法の特例基準の認可	50日	50日

容器保安規則第29条第2項に基づく附属品再検査における附属品の規格に対する特例基準の認可	50日	50日
容器保安規則第37条第3項に基づく容器再検査に合格した容器の刻印等に対する特例基準の認可	30日	30日
容器保安規則第38条第2項に基づく附属品再検査に合格した附属品の刻印に対する特例基準の認可	30日	30日
冷凍保安規則第69条に基づく危険のおそれがない場合等の特則に係る特例基準の認可	50日	50日
液化石油ガス保安規則第6条第1項第17号に基づく高压ガス設備の耐圧試験の認定	75日	75日
液化石油ガス保安規則第6条第1項第18号に基づく高压ガス設備の気密試験の認定	75日	75日
液化石油ガス保安規則第6条第1項第19号に基づく高压ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日

液化石油ガス保安規則第6条第1項第36号ホに基づく高圧ガス設備の気密試験の認定	75日	75日
液化石油ガス保安規則第6条第1項第36号へに基づく高圧ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日
液化石油ガス保安規則第41条第4号へに基づく高圧ガス設備の耐圧試験の認定	75日	75日
液化石油ガス保安規則第53条第1項第6号に基づく高圧ガス設備の耐圧試験・気密試験の認定	75日	75日
液化石油ガス保安規則第53条第1項第9号に基づく高圧ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日
液化石油ガス保安規則第97条に基づく危険のおそれがない場合等の特則に係る特例基準の認可	50日	50日
一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号に基づく高圧ガス設備の耐圧試験の認定	75日	75日

一般高圧ガス保安規則第6条第1項第12号に基づく高圧ガス設備の気密試験の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第6条第1項第13号に基づく高圧ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第6条第1項第43号ホに基づく高圧ガス設備の耐圧試験・気密試験の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第6条第1項第43号へに基づく高圧ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第8条第1項第3号に基づく高圧ガス設備の耐圧試験の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第8条第1項第3号に基づく高圧ガス設備の気密試験の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第8条第1項第3号に基づく高圧ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日

一般高圧ガス保安規則第40条第4号へに基づく高圧ガス設備の耐圧試験の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第55条第1項第7号に基づく高圧ガス設備の耐圧試験・気密試験の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第55条第1項第8号に基づく高圧ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日
一般高圧ガス保安規則第99条に基づく危険のおそれがない場合等の特則に係る特例基準の認可	50日	50日
特定設備検査規則第51条に基づく特殊な設計による特定設備に対する特例基準の認可	50日	50日
特定設備検査規則第7条第2号に基づく特定設備検査の受検を要しない特定設備に係る特例基準の認可	50日	50日
コンビナート等保安規則第5条第3号表備考5に基づく防護壁の特例認可	45日	45日

コンビナート等保安規則第5条第17号に基づく高圧ガス設備の耐圧試験の認定	75日	75日
コンビナート等保安規則第5条第18号に基づく高圧ガス設備の気密試験の認定	75日	75日
コンビナート等保安規則第5条第19号に基づく高圧ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日
コンビナート等保安規則第9条第5号に基づく高圧ガス設備の耐圧試験・気密試験の認定	75日	75日
コンビナート等保安規則第9条第6号に基づく高圧ガス設備の製造を行うことが適切である者の認定	75日	75日
コンビナート等保安規則第54条に基づく危険のおそれがない場合の特別基準に係る認可	50日	50日

1 1 . 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>航空機製造事業法第2条の2に基づく航空機又は航空機用機器の製造事業の許可又は修理事業の許可</p>	<p>3週</p>	<p>1月</p>
<p>航空機製造事業法第2条の8第1項に基づく事業の区分の変更の許可</p>	<p>3週</p>	<p>1月</p>
<p>航空機製造事業法第2条の10第1項に基づく特定設備の新設、増設、又は改造の許可</p>	<p>3週</p>	<p>1月</p>
<p>航空機製造事業法第2条の11第1項に基づく工場移転の許可</p>	<p>3週</p>	<p>1月</p>
<p>航空機製造事業法第6条第1項に基づく航空機の製造方法の認可</p>	<p>10日</p>	<p>2週</p>

航空機製造事業法第9条第1項に基づく航空機の修理方法の認可	10日	2週
航空機製造事業法第11条第1項に基づく航空機用機器の製造方法の認可	10日	2週
航空機製造事業法第14条第1項に基づく航空機用機器の修理方法の認可	10日	2週
航空機製造事業法施行規則第30条第1号に基づく航空機用機器に係る設計の確認	10日	2週
航空機製造事業法施行規則第41条第1項に基づく航空工場検査員の指名	10日	2週

1 2. 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>輸出入取引法第14条第1項に基づく輸出組合の設立の認可</p>	<p>15日</p>	<p>3週</p>
<p>輸出入取引法第19条第1項に基づく輸出組合の組合員による臨時総会招集の承認</p>	<p>15日</p>	<p>3週</p>
<p>輸出入取引法第19条第1項に基づく輸出組合の定款の変更の認可</p>	<p>15日</p>	<p>3週</p>
<p>輸出入取引法第19条第1項に基づく輸出組合の合併の認可</p>	<p>15日</p>	<p>3週</p>
<p>輸出入取引法第19条の6に基づく輸入組合の合併の認可</p>	<p>15日</p>	<p>3週</p>

輸出入取引法第19条の6に基づく輸入組合の設立認可	15日	3週
輸出入取引法第19条の6に基づく輸入組合の定款の変更の認可	15日	3週
輸出入取引法第19条の6に基づく輸入組合の組合員による臨時総会招集の承認	15日	3週
輸出入取引法第28条第2項に基づく輸出取引の承認	1日	1日
輸出入取引法第28条の2第2項に基づく負担金の額・徴収方法の認可・変更の認可	15日	3週
輸出入取引法施行令第9条第2項に基づく負担金等の残余の額の処分方法の承認	15日	3週

13. 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>商工会議所法第3条第2項に基づく商工会議所の名称使用許可</p>	<p>7日</p>	<p>15日</p>
<p>商工会議所法第27条第1項に基づく商工会議所の設立の認可</p>	<p>30日</p>	<p>60日</p>
<p>商工会議所法第46条第2項に基づく定款変更の認可</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>
<p>商工会議所法第60条第2項に基づく解散の認可</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>
<p>商工会議所法第60条の2第2項に基づく合併の認可</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>

商工会議所法第62条第1項に基づく財産処分の方法の認可	15日	30日
商工会議所法第62条第2項に基づく財産処分の方法の認可	15日	30日

1.4. 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>武器等製造法第3条に基づく武器の製造事業(改造及び修理を含む。)の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>武器等製造法第4条に基づく武器の軽微な改造または修理の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>武器等製造法第4条に基づく武器の試験的製造の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>武器等製造法第8条第1項に基づく武器の種類変更の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>武器等製造法第10条第1項に基づく武器製造設備の新增設及び改造の許可</p>	<p>3週</p>	<p>3週</p>

武器等製造法第11条第1項に基づく武器の保管規定の認可及び武器の保管規定の変更の認可	1月	1月
武器等製造法第12条第1項に基づく工場又は事業場の移転の許可	1月	1月

15. ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>ガス事業法第3条に基づくガス小売事業の登録</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>
<p>ガス事業法第7条第1項に基づくガス小売事業の変更登録</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>
<p>ガス事業法第26条第3項第2号に基づくガス主任技術者に合格者した者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定</p>	<p>—</p>	<p>3週</p>
<p>ガス事業法第29条第3項に基づく指定試験機関の指定</p>	<p>—</p>	<p>4週</p>
<p>ガス事業法第33条第1項に基づく登録ガス工作物検査機関の登録</p>	<p>—</p>	<p>4週</p>

ガス事業法第34条の2に基づく認定高度保安実施ガス小売事業者の認定又はその更新	4月	4月
ガス事業法第35条に基づく一般ガス導管事業の許可（次に掲げる場合を除く。）	—	4月
ガス事業法第35条に基づく一般ガス導管事業の許可（申請者が一般ガス導管事業を行おうとする供給区域の全部又は一部が一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合に限る。）	—	6月
ガス事業法第39条第3項に基づく事業開始の指定期間の延長	—	4週
ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可（供給区域の減少に係る場合又は増加する供給区域の全部若しくは一部が供給区域を増加しようとする一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合を除く。）	—	4週
ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可（供給区域の減少に係る場合に限る。）	—	4月
ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可（増加する供給区域の全部又は一部が供給区域を増加しようとする一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合に限る。）	—	6月

ガス事業法第40条第2項において準用する同法第39条第3項に基づく増加供給区域に係る事業開始の指定期間の延長	—	4週
ガス事業法第42条第1項に基づく一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可	—	6週
ガス事業法第42条第2項に基づく一般ガス導管事業者である法人の合併及び分割の認可	—	6週
ガス事業法第44条第1項に基づく一般ガス導管事業の休止又は廃止の許可	—	6週
ガス事業法第44条第2項に基づく一般ガス導管事業者たる法人の解散決議又は総社員の同意の認可	—	6週
ガス事業法第48条第1項本文に基づく託送供給約款の認可	—	4月
ガス事業法第48条第1項ただし書に基づく託送供給約款制定不要の承認	—	4週

ガス事業法第48条第2項において準用する同条第1項本文に基づく託送供給約款の変更の認可	—	4月
ガス事業法第48条3項ただし書に基づく託送供給約款以外の供給条件の認可	—	4週
ガス事業法第51条第2項ただし書に基づく最終保障供給約款以外の供給条件の承認	—	4週
ガス事業法第69条第1項に基づく登録ガス工作物検査機関の登録	—	4週
ガス事業法第70条第1項に基づく仮合格の承認	—	4週
ガス事業法第71条の2に基づく認定高度保安実施一般ガス導管事業者の認定又はその更新	4月	4月
ガス事業法第76条第1項ただし書に基づく託送供給約款制定不要の承認	—	4週

ガス事業法第76条第3項ただし書に基づく託送供給約款以外の供給条件の承認	—	4週
ガス事業法第84条第1項において準用する同法第69条第1項に基づくガス工作物検査機関の登録	—	4週
ガス事業法第84条の2に基づく認定高度保安実施特定ガス導管事業者の認定又はその更新	4月	4月
ガス事業法第89条第2項ただし書に基づくガス受託製造約款以外の条件の承認	—	4週
ガス事業法第102条第1項に基づくガス工作物検査機関の登録	—	4週
ガス事業法第103条第1項に基づく仮合格の承認	—	4週
ガス事業法第104条の2に基づく認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又はその更新	4月	4月

ガス事業法第112条第1項に基づく指定試験機関の試験事務 規程の認可及びその変更認可	—	1月
ガス事業法第113条に基づく指定試験機関の試験事務の休廃 止の許可	—	1月
ガス事業法第114条第1項に基づく指定試験機関の事業計画 等の認可及びその変更認可	—	1月
ガス事業法第115条に基づく指定試験機関の役員の選任及び 解任の認可	—	1月
ガス事業法第126条第1項の規定による同法第33条第1 項、第69条第1項（第84条第1項において準用する場合を 含む。）及び第102条第1項に基づく登録ガス工作物検査機 関の登録の更新	—	4週
ガス事業法第138条第2項第2号の規定による輸出用以外の 特定の用途に供するガス用品の販売等の承認	—	2週
ガス事業法第145条第1項第2号の規定による輸出用以外の 特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認	—	2週

ガス事業法第146条第1項の規定による国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の登録（同法第152条で準用する同法第126条第1項の規定による国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の登録の更新を含む。）	—	12週（海外における実地調査に係る日数を除く。）
ガス事業法第167条第1項に基づく土地の立入許可	—	4月
電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「附則第22条旧ガス事業法」という。）第7条第3項に基づく事業開始の指定期間の延長	—	4週
附則第22条旧ガス事業法第10条第1項に基づく指定旧供給区域等小売供給の譲渡し及び譲受けの認可	—	6週
附則第22条旧ガス事業法第10条第2項に基づく法人の合併及び分割の認可	—	6週
附則第22条旧ガス事業法第13条第1項に基づく指定旧供給区域等小売供給の休止及び廃止の許可	—	6週
附則第22条旧ガス事業法第13条第2項に基づく法人の解散決議等の認可	—	6週

附則第22条旧ガス事業法第20条ただし書に基づく特別供給条件の認可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項に基づく指定旧供給区域等の変更の許可（指定旧供給区域等の減少に係る場合又は増加する指定旧供給区域等の全部又は一部が指定旧供給区域等を増加しようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給区域内にある場合を除く。）	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項に基づく指定旧供給区域等の変更の許可（指定旧供給区域等の減少に係る場合に限る。）	—	4月
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項に基づく指定旧供給区域等の変更の許可（増加する指定旧供給区域等の全部又は一部が指定旧供給区域等を増加しようとする旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給区域内にある場合に限る。）	—	6月
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第5項に基づく期間の延長	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第24条第1項に基づく指定旧供給区域等小売供給約款の認可及び変更の認可	—	4月
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第5条による改正前のガス事業法（以下「附則第28条旧ガス事業法」という。）第37条の6の2ただし書に基づく特別供給条件の認可	—	4週

附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第7条第3項に基づく指定期間の延長	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項に基づく法人の合併及び分割の認可	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第13条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給の休止及び廃止の許可	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第13条第2項に基づく法人の解散決議等の認可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第1項に基づく指定旧供給地点の変更の許可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第5項に基づく期間の延長	—	4週

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第30条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給約款の認可及び変更の認可	—	4週
ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）第16条に基づく事業年度の例外承認	—	4週
ガス事業会計規則第16条に基づく勘定科目及び財務諸表の例外承認	—	4週
ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第17条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	—	2週
ガス事業法施行規則第17条第1項第3号ただし書に基づく熱焼速度が一定範囲であることの承認	—	2週
ガス事業法施行規則第17条第2項第1号ただし書に基づく熱量、熱焼速度等が一定範囲であることの承認	—	2週
ガス事業法施行規則第22条第1項に基づく硫黄全量等が一定数量以下であることの承認	—	2週

ガス事業法施行規則第26条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	—	2週
ガス事業法施行規則第45条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	—	2月
ガス事業法施行規則第49条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	—	2月
ガス事業法施行規則第49条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	—	2月
ガス事業法施行規則第78条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	—	2週
ガス事業法施行規則第78条第1項第3号ただし書に基づく熱焼速度が一定範囲であることの承認	—	2週
ガス事業法施行規則第78条第2項第1号ただし書に基づく熱量、熱焼速度等が一定範囲であることの承認	—	2週

ガス事業法施行規則第90条第1項に基づく硫黄全量等が一定数量以下であることの承認	—	2週
ガス事業法施行規則第94条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	—	2週
ガス事業法施行規則第103条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	—	2週
ガス事業法施行規則第108条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	—	2週
ガス事業法施行規則第108条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	—	2週
ガス事業法施行規則第126条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	—	2週
ガス事業法施行規則第131条第1項において準用する同令第94条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	—	2週

ガス事業法施行規則第131条第1項において準用する同令第103条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	—	2月
ガス事業法施行規則第131条第1項において準用する同令第108条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	—	2月
ガス事業法施行規則第131条第1項において準用する同令第108条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(非常の場合)	—	2月
ガス事業法施行規則第144条第1項第1号及び第2号に基づく熱量等の測定場所等の指定	—	2週
ガス事業法施行規則第150条第2項ただし書に基づくガス主任技術者の特例選任承認	—	2週
ガス事業法施行規則第159条第2号に基づくガス工作物の一部使用承認	—	2週
ガス事業法施行規則第164条ただし書に基づくガス工作物の定期検査時期変更承認(使用状況)	—	2週

ガス事業法施行規則第164条ただし書に基づくガス工作物の 定期検査時期変更承認(非常の場合)	—	2週
ガス事業法施行規則第168条第2項において準用する同令第 26条第2項に基づくガス主任技術者の特例選任承認	—	2週
ガス事業法施行規則第200条第1項第1号に基づく消費機器 の調査時期の特定承認	—	2月
ガス事業法施行規則第203条第1項に基づく特別の理由によ る消費機器の技術上の基準の認可	—	2月
ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和46年通商産業 省令第27号)別表第3の規定による略称の承認	—	2週

16. 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項に基づく協業組合の事業転換の認可</p>	<p>10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）</p>	<p>3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項に基づく協業組合の設立の認可</p>	<p>10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）</p>	<p>3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条に基づく協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認</p>	<p>10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）</p>	<p>3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項に基づく協業組合の定款の変更の認可</p>	<p>10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）</p>	<p>3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項に基づく協業組合の合併の認可</p>	<p>10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）</p>	<p>3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）</p>

中小企業団体の組織に関する法律第9条に基づく商工組合の特別の地区の承認	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項に基づく商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第33条において準用する第17条の2第1項に基づく商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項に基づく商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	30日	2月
中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第48条に基づく商工組合の組合員による臨時総会の招集の承認	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項に基づく定款の変更の認可	10日	3週
中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項に基づく商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	10日	3週

<p>中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項に基づく協業組合への組織変更の認可</p>	<p>10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）</p>	<p>3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項に基づく事業協同組合への組織変更の認可</p>	<p>10日（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、15日）</p>	<p>3週（主務大臣が経済産業大臣及びその他の大臣であるときは、1月）</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項に基づく商工組合への組織変更の認可</p>	<p>10日</p>	<p>3週</p>

17. 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>工業用水道事業法第3条第2項に基づく地方公共団体以外の者の営業許可</p>	<p>35日</p>	<p>40日</p>
<p>工業用水道事業法第6条第2項に基づく地方公共団体以外の事業者の給水能力等の変更許可</p>	<p>25日</p>	<p>30日</p>
<p>工業用水道事業法第9条第2項に基づく地方公共団体以外の事業者の事業休廃止許可</p>	<p>35日</p>	<p>40日</p>
<p>工業用水道事業法第17条第2項に基づく地方公共団体以外の事業者定める供給規程の認可(変更も同様)</p>	<p>35日</p>	<p>40日</p>
<p>工業用水道事業法施行令第1条に基づく工業用水道事業者の義務である水質測定事項の免除承認</p>	<p>10日</p>	<p>15日</p>

18. 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
航空機工業振興法第5条に基づく指定開発促進機関の指定	2週	1月

19. 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>商工会法第55条の15において準用する第23条第1項の規定に基づく全国商工会連合会の設立の認可</p>	<p>25日</p>	<p>50日</p>
<p>商工会法第58条第4項において準用する第42条第5項の規定に基づく全国商工会連合会の会員による総会招集の承認</p>	<p>7日</p>	<p>7日</p>
<p>商工会法第58条第4項において準用する第44条第2項の規定に基づく全国商工会連合会の定款変更の認可</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>
<p>商工会法第58条第6項において準用する第54条第1項の規定に基づく全国商工会連合会の財産処分方法の認可</p>	<p>7日</p>	<p>7日</p>
<p>商工会法第58条第6項において準用する第54条第2項の規定に基づく全国商工会連合会の財産処分方法の認可</p>	<p>15日</p>	<p>15日</p>

20. 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>電気工事士法第4条第4項第2号に基づく養成施設の指定</p>	<p>45日</p>	<p>2月</p>
<p>電気工事士法第4条の3に基づく指定講習機関の指定</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>
<p>電気工事士法第7条第1項に基づく指定試験機関の指定</p>	<p>2週</p>	<p>2週</p>
<p>電気工事士法第7条の4第1項の規定による指定試験機関の試験事務規程の認可及び変更の認可</p>	<p>2週</p>	<p>2週</p>
<p>電気工事士法第7条の5の規定による指定試験機関の試験事務の休廃止</p>	<p>2週</p>	<p>2週</p>

21. 技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>技術研究組合法第13条第1項に基づく技術研究組合の設立の認可</p>	<p>10日</p>	<p>20日</p>
<p>技術研究組合法第17条第1項に基づく定款変更の認可</p>	<p>10日</p>	<p>20日</p>
<p>技術研究組合法第46条に基づく総会の招集の承認</p>	<p>8日</p>	<p>15日</p>
<p>技術研究組合法第77条第1項に基づく株式会社への組織変更の認可</p>	<p>10日</p>	<p>20日</p>
<p>技術研究組合法第85条第1項に基づく合同会社への組織変更の認可</p>	<p>10日</p>	<p>20日</p>

技術研究組合法第96条第1項に基づく吸収合併の認可	8日	15日
技術研究組合法第104条第1項に基づく新設合併の認可	8日	15日
技術研究組合法第113条第1項に基づく組合を設立する新設分割の認可	10日	20日
技術研究組合法第131条第1項に基づく株式会社を設立する新設分割の認可	10日	20日
技術研究組合法第140条第1項に基づく合同会社を設立する新設分割の認可	10日	20日

22. 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>割賦販売法第11条に基づく前払式割賦販売業の許可</p>	<p>45日</p>	<p>50日</p>
<p>割賦販売法第18条の5第3項に基づく前受業務保証金の取戻し承認</p>	<p>12日</p>	<p>15日</p>
<p>割賦販売法第18条の5第5項に基づく供託委託契約の解除の承認</p>	<p>7日</p>	<p>15日</p>
<p>割賦販売法第20条の4第2項に基づく供託した前受業務保証金の取戻し承認</p>	<p>12日</p>	<p>15日</p>
<p>割賦販売法第30条の5の4第1項に基づく包括信用購入あっせん業者の認定</p>	<p>60日</p>	<p>60日</p>

割賦販売法第30条の5の4第3項に基づく認定包括信用購入あつせん業者の変更の認定	60日	60日
割賦販売法第33条第1項に基づく包括信用購入あつせん業者の登録	60日	60日
割賦販売法第35条の2の3第1項に基づく包括信用購入あつせん業者の登録	60日	60日
割賦販売法第35条の2の12第1項に基づく登録少額包括信用購入あつせん業者の変更の登録	60日	60日
割賦販売法第35条の3の25第1項に基づく個別信用購入あつせん業者の登録	60日	60日
割賦販売法第35条の3の27第1項に基づく登録個別信用購入あつせん業者の登録の更新	60日	60日
割賦販売法第35条の3の36第1項に基づく特定信用情報提供等業務を行う者の指定	60日	60日

割賦販売法第35条の3の38に基づく指定信用情報機関の役員の兼職の認可	60日	60日
割賦販売法第35条の3の41第1項ただし書に基づく指定信用情報機関の兼業の承認	60日	60日
割賦販売法第35条の3の42第1項に基づく指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の一部の委託の承認	60日	60日
割賦販売法第35条の3の43第1項に基づく指定信用情報機関の業務規程の認可	60日	60日
割賦販売法第35条の3の53第1項に基づく特定信用情報提供等業務の休廃止の認可	60日	60日
割賦販売法第35条の3の61に基づく前払式特定取引業の許可	45日	50日
割賦販売法第35条の3の62に基づく前受業務保証金の取戻し承認	12日	15日

割賦販売法第35条の3の62に基づく供託委託契約の解除承認	7日	15日
割賦販売法第35条の3の62に基づく供託した前受業務保証金の取戻し承認	12日	15日
割賦販売法第35条の4第1項に基づく受託事業者の指定	20日	25日
割賦販売法第35条の9に基づく指定受託機関の兼業の承認	15日	30日
割賦販売法第35条の17の4第1項に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録	60日	60日
割賦販売法第35条の18第1項に基づく認定割賦販売協会の認定	60日	60日

23. 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>電気用品安全法第8条第1項第1号の規定による特定用途の例外承認</p>	<p>10日</p>	<p>3週</p>
<p>電気用品安全法第9条第1項の規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録（同法第32条の規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録の更新を含む。）</p>	<p>10週 （海外における実地調査に係る日数を除く。）</p>	<p>12週 （海外における実地調査に係る日数を除く。）</p>
<p>電気用品安全法第27条第2項第1号の規定による特定用途の例外承認</p>	<p>10日</p>	<p>3週</p>
<p>電気用品安全法施行規則第17条第2項の規定による略称の承認</p>	<p>10日</p>	<p>3週</p>

24. 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>商店街振興組合法第36条第1項に基づく組合の設立認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>商店街振興組合法第55条第5項において準用する第59条に基づく組合員による役員改選総会招集の承認</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>商店街振興組合法第59条に基づく組合員による総会招集の承認</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>商店街振興組合法第62条第2項に基づく定款変更の認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>商店街振興組合法第67条の2に基づく余裕金の運用の特例の認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>商店街振興組合法第73条第3項に基づく組合合併の認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>

25. 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第4条第1項に基づく登録及び交付（同令第9条第2項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>
<p>中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第4条第2項に基づく通知及び申請書の返却（同令第9条第2項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第5条に基づく登録の拒否（同令第9条第2項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第11条第2項の規定に基づく交付及び登録簿の記載</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>
<p>中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第13条第3項に基づく登録及び交付</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第14条第1項に基づく再交付	2月	2月
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第15条第1項第3号及び第2項に基づく登録の消除	1月	1月
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第20条第1項の規定に基づく登録	1月	1月
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第21条第2項の規定に基づく登録の更新（同令第35条第3項及び第37条第3項において準用する場合を含む。）	1月	1月
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第35条第1項の規定に基づく登録	1月	1月
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第37条第1項の規定に基づく登録	1月	1月
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第48条第1項に基づく指定	1月	1月

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第5 1 条第1 項に基づく承認	1 月	1 月
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第5 2 条に基づく許可	1 月	1 月
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第5 3 条に第1 項に基づく承認	1 月	1 月
中小企業支援法第1 3 条第1 項に基づく情報提供機関の認定	4 0 日	4 5 日

26. 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>
<p>電気事業法第2条の6第1項の規定による小売電気事業の変更登録</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>
<p>電気事業法第3条の規定による一般送配電事業の許可</p>	<p>—</p>	<p>4月</p>
<p>電気事業法第7条第3項の規定による指定期間の延長</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>
<p>電気事業法第8条第1項の規定による供給区域の変更の許可</p>	<p>—</p>	<p>3月</p>

電気事業法第8条第2項において準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長	—	1月
電気事業法第10条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可	—	8週
電気事業法第10条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可	—	8週
電気事業法第14条第1項の規定による事業の休廃止の許可	—	8週
電気事業法第14条第2項の規定による法人の解散決議等の認可	—	8週
電気事業法第17条の2第1項の規定による託送供給等に係る収入の見通しの承認	—	4月
電気事業法第17条の2第4項の規定による託送供給等に係る収入の見通しの変更の承認	—	4月

電気事業法第18条第1項の規定による託送供給等約款の認可及び変更の認可	—	2月
電気事業法第18条第2項ただし書の規定による託送供給等約款以外の供給条件の認可	—	4週
電気事業法第20条第2項ただし書の規定による最終保障供給約款以外の供給条件の承認	—	4週
電気事業法第20条の2第1項の規定による指定区域の指定	—	4月
電気事業法第21条第2項ただし書の規定による離島供給約款以外の供給条件の承認	—	4週
電気事業法第22条の2第1項ただし書の規定による兼業の認可	—	8週
電気事業法第24条第1項の規定による供給区域外の供給の許可	—	4週

電気事業法第27条の4の規定による事業の許可	—	2月
電気事業法第27条の7の2第3項の規定による指定期間の延長	—	1月
電気事業法第27条の7の3第1項の規定による振替供給の相手方の変更	—	2月
電気事業法第27条の7の3第2項において準用する第27条の7の2第3項の規定による指定期間の延長	—	1月
電気事業法第27条の11の2第1項ただし書の規定による兼業の認可	—	8週
電気事業法第27条の12において準用する第10条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可	—	8週
電気事業法第27条の12において準用する第10条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可	—	8週

電気事業法第27条の12において準用する第14条第1項の規定による事業の休廃止の許可	—	8週
電気事業法第27条の12において準用する第14条第2項の規定による法人の解散の決議等の認可	—	8週
電気事業法第27条の12の2の規定による配電事業の許可	—	4月
電気事業法第27条の12の6第3項の規定による指定期間の延長	—	1月
電気事業法第27条の12の7第1項の規定による供給区域の変更の許可	—	3月
電気事業法第27条の12の7第2項において準用する第27条の12の6第3項の規定による指定期間の延長	—	1月
電気事業法第27条の12の11第2項ただし書の規定による託送供給等約款以外の供給条件の承認	—	4週

電気事業法第27条の12の12第1項の規定による引継計画の承認	—	3月
電気事業法第27条の12の13において準用する第10条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可	—	8週
電気事業法第27条の12の13において準用する第10条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可	—	8週
電気事業法第27条の12の13において準用する第14条第1項の規定による事業の休廃止の許可	—	8週
電気事業法第27条の12の13において準用する第14条第2項の規定による法人の解散の決議等の認可	—	8週
電気事業法第27条の12の13において準用する第22条の2第1項ただし書の規定による兼業の認可	—	8週
電気事業法第27条の12の13において準用する第24条第1項の規定による供給区域外の供給の許可	—	4週

電気事業法第27条の15の規定による小売供給の登録	—	1月
電気事業法第27条の19第1項本文の規定による小売供給の変更登録	—	1月
電気事業法第27条の33第1項の規定による特定供給の許可	—	4週
電気事業法第28条の14第1項の規定による広域的運営推進機関の設立の認可	—	4週
電気事業法第28条の18第2項の規定による定款の変更の認可	—	4週
電気事業法第28条の23第2項の規定による役員を選任及び解任の認可	—	4週
電気事業法第28条の24ただし書の規定による役員の兼職の承認	—	2週

電気事業法第28条の27第3項の規定による評議員の任命の認可	—	2週
電気事業法第28条の41第3項の規定による業務規程の変更の認可	—	4週
電気事業法第28条の42第3項の規定による資料の交付又は閲覧	—	2週
電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可及び変更の認可	—	4週
電気事業法第28条の49第1項の規定による整備等計画の認定	—	3月
電気事業法第28条の50第1項の規定による整備等計画の変更の認定	—	3月
電気事業法第28条の52の規定による予算及び事業計画の認可及び変更の認可	—	4週

電気事業法第28条の5第3項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認	—	4週
電気事業法第28条の5第5項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営推進機関債の発行の認可	—	8週
電気事業法第28条の5第6項の規定による広域的運営推進機関の機関債の発行に関する事務の委託の認可	—	8週
電気事業法第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定	—	4週
電気事業法第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可	—	2週
電気事業法第44条第2項に基づく主任技術者免状の交付	2月	2月
電気事業法第45条第2項の規定による指定試験機関の指定	—	3週

電気事業法第47条第1項本文の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可(原子力発電所)	3月	3月
電気事業法第47条第1項本文の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可(その他)	45日	45日
電気事業法第47条第2項本文の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更認可(原子力発電所)	3月	3月
電気事業法第47条第2項本文の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更認可(その他)	45日	45日
電気事業法第49条第1項本文の規定による事業用電気工作物の使用前検査(原子力発電所)	3月	3月
電気事業法第49条第1項本文の規定による事業用電気工作物の使用前検査(その他)	45日	45日
電気事業法第50条第1項の規定による使用前検査仮合格	1月	1月

電気事業法第51条第3項の規定による登録安全管理審査機関の登録	—	3週
電気事業法第55条第4項の規定による登録安全管理審査機関の登録	—	3週
電気事業法第55条の3の規定による認定又はその更新	4月	4月
電気事業法第57条の2第1項に基づく登録調査機関の登録	—	3週
電気事業法第84条の2第1項の規定による指定試験機関の業務規程の認可及び変更の認可	—	2週
電気事業法第84条の2の2の規定による指定試験機関の試験事務の休廃止の許可	—	2週
電気事業法第84条の3第1項の規定による指定試験機関の事業計画の認可	—	2週

電気事業法第84条の4の規定による指定試験機関の役員の選任及び解任の認可	—	2週
電気事業法第97条第1項の規定による卸電力取引所の指定	—	4週
電気事業法第99条1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可	—	4週
電気事業法第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可並びに変更の認可	—	4週
電気事業法第99条の9第1項の規定による卸電力取引所の市場開設業務の全部又は一部の休廃止の許可	—	8週
電気事業法第99条の10の規定による卸電力取引所の役員の選任及び解任の認可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第7条第3項の規定による指定期間の延長	—	1月

旧電気事業法第10条第1項の規定による特定小売供給の譲渡し及び譲受けの認可	—	8週
旧電気事業法第10条第2項の規定による法人の合併及び分割の認可	—	8週
旧電気事業法第14条第1項の規定による特定小売供給の休廃止の許可	—	8週
旧電気事業法第14条第2項の規定による法人の解散決議等の認可	—	8週
旧電気事業法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条件の認可	—	4週
旧電気事業法第36条第2項の規定による湯水準備引当金取崩しの特例許可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する法律附則第17条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可	—	3月

電気事業法等の一部を改正する法律附則第17条第5項の規定による指定期間の延長	—	1月
電気事業法等の一部を改正する法律附則第18条第1項の規定による特定小売供給約款の認可及び変更の認可	—	4月
電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条第1項に基づく主任技術者の資格に関する教育施設の認定	—	2月
電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第38条の規定による第2条に係る特例措置に係る承認（電気事業者の事業年度の例外承認）	—	4週
電気事業会計規則第38条の規定による第3条に係る特例措置に係る承認（電気事業者の勘定科目及び財務諸表の例外承認）	—	4週
電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の規定による主任技術者保安管理業務外部委託承認	—	2週
電気事業法施行規則第52条第4項ただし書の規定による主任技術者の兼任承認	—	2週

電気事業法施行規則第70条第2号の規定による事業用電気工作物の一部使用承認（原子力発電所を除く。）	45日	45日
電気事業法施行規則第96条第1号ロに基づく一般用電気工作物の保守管理業務受託登録	—	2週
電気使用制限等規則（平成23年経済産業省令第28号）第3条第2項の規定による指定	12日	12日
電気使用制限等規則第3条第4項の規定による指定	12日	12日
電気使用制限等規則第3条第6項の規定による指定の取消し	5日	5日
原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第6条第2項ただし書の規定による主任技術者の兼任承認	2週	2週
原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第1号の規定による事業用電気工作物の試験承認	3月	3月

<p>原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定による事業用電気工作物の一部使用承認</p>	<p>3月</p>	<p>3月</p>
<p>濁水準備引当金に関する省令（平成28年経済産業省令第53号）第2条第2項の規定による水力発電受電電力量の予定値の承認及び変更承認</p>	<p>—</p>	<p>2週</p>
<p>濁水準備引当金に関する省令第3条第2項の規定による積立限度額算定期間開始後2ヶ月以内の単位運転費等の予定値の承認及び変更承認</p>	<p>—</p>	<p>2週</p>
<p>濁水準備引当金に関する省令第4条第1項の規定による事業年度開始前の単位運転費等の予定値の承認及び変更承認</p>	<p>—</p>	<p>2週</p>

27. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定による事業の登録</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定による保安機関の認定</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の規定による保安機関の認定の更新</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項の規定による保安業務規程の認可等</p>	<p>15日</p>	<p>30日</p>

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定による保安の確保の方法等の認定	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の5第4項の規定による充てん作業者指定養成施設の指定	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第2項第2号の規定による液化石油ガス設備士指定養成施設の指定	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の6第1項の規定による指定試験機関の指定	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の9第1項の規定による液化石油ガス設備士の講習を行う者の指定	15日	30日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の19第1項の規定による指定試験機関の試験事務の休止又は廃止の許可	30日	60日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第39条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等の販売等の承認	1週間	2週間

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第46条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等の製造又は輸入の承認	1週間	2週間
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第47条第1項の規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録（同法第54条の規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録の更新を含む。）	10週間 （海外における実地調査に係る日数を除く。）	12週間 （海外における実地調査に係る日数を除く。）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第12条第2項の規定による液化石油ガスの規格の基準の例外承認	30日	60日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定による貯蔵施設の技術上の基準及び販売方法の基準の例外承認	30日	60日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第20条の規定による供給設備の技術上の基準の例外承認	30日	60日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第55条の規定による貯蔵施設及び特定供給設備等の技術上の基準の例外承認	30日	60日
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第73条の規定による充てん設備及び充てん作業の技術上の基準の例外承認	30日	60日

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第3の規定による略称又は記号の承認	1週間	2週間
--	-----	-----

28. 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項に基づく電気工事業の登録</p>	<p>10日</p>	<p>10日</p>
<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項に基づく電気工事業の登録の更新</p>	<p>10日</p>	<p>10日</p>
<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項に基づく登録電気事業者の登録証の訂正</p>	<p>1週</p>	<p>1週</p>
<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条に基づく登録電気事業者の登録証の再交付</p>	<p>1週</p>	<p>1週</p>
<p>電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条に基づく登録電気事業者の登録簿の謄本の交付</p>	<p>1週</p>	<p>1週</p>

29. 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>下請中小企業振興法第5条第1項に基づく振興事業計画の承認</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>
<p>下請中小企業振興法第7条第1項に基づく振興事業計画の変更承認</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>
<p>下請中小企業振興法第8条第1項に基づく特定下請連携事業計画の認定</p>	<p>55日</p>	<p>2月</p>
<p>下請中小企業振興法第10条第1項に基づく特定下請連携事業計画の変更の認定</p>	<p>55日</p>	<p>2月</p>
<p>下請中小企業振興法第15条第1項に基づく下請中小企業取引機会創出事業者の認定</p>	<p>30日</p>	<p>2月</p>
<p>下請中小企業振興法第16条第1項及び第2項に基づく下請中小企業取引機会創出事業者の認定の更新</p>	<p>30日</p>	<p>2月</p>

30. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の2第2項に基づく指定試験機関の指定</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>
<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の6に基づく試験事務の休廃止の許可</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>

3 1. 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>熱供給事業法第3条に基づく事業の登録</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>
<p>熱供給事業法第7条第1項に基づく変更登録</p>	<p>—</p>	<p>4週</p>
<p>電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第50条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法附則第49条の規定による改正前の熱供給事業法（以下「旧熱供給事業法」という。）第6条第3項に基づく熱供給施設の設置及び事業開始の指定期間の延長</p>	<p>—</p>	<p>3週</p>
<p>旧熱供給事業法第9条第1項に基づく事業の全部の譲渡し及び譲受けの認可</p>	<p>—</p>	<p>4週</p>
<p>旧熱供給事業法第9条第2項に基づく法人の合併及び分割の認可</p>	<p>—</p>	<p>4週</p>

旧熱供給事業法第11条第1項に基づく事業の全部又は一部の 休止又は廃止の許可	—	4週
旧熱供給事業法第11条第2項に基づく法人の解散の決議又は 総社員の同意の認可	—	4週
旧熱供給事業法第15条第1項ただし書に基づく特別供給条件 の認可	—	3週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第51条第1項に 基づく指定旧供給区域の変更の許可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第51条第5項に 基づく指定期間の延長	—	3週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項に 基づく指定旧供給区域熱供給規程設定の認可及び変更の認可	—	1月
熱供給事業会計規則（昭和47年通商産業省令第144号）第 1条第2項に基づく勘定科目分類等の適用除外の承認	—	4週

32. 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>石油パイプライン事業法第10条第1項に基づく事業の全部の譲渡し、譲受けの認可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>石油パイプライン事業法第10条第2項に基づく事業者法人の合併の認可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>石油パイプライン事業法第12条第1項に基づく事業の休廃止の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>石油パイプライン事業法第12条第2項に基づく法人の解散の認可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>石油パイプライン事業法第15条第1項に基づく工事計画の認可（設置）</p>	<p>3月</p>	<p>3月</p>

石油パイプライン事業法第15条第1項に基づく工事計画の認可（変更）	2月	2月
石油パイプライン事業法第15条第4項に基づく工事計画の認可申請期限の延長	2週	2週
石油パイプライン事業法第15条第6項に基づく工事計画の変更の認可	2月	2月
石油パイプライン事業法第16条第1項に基づく事業用施設工事の完成の検査	1月	1月
石油パイプライン事業法第16条第3項に基づく完成検査を受ける期限の延長	2週	2週
石油パイプライン事業法第16条第4項に基づく事業用施設の一部の完成検査	1月	1月
石油パイプライン事業法第18条第1項に基づく工事不要の事業用施設の検査	1月	1月

石油パイプライン事業法第19条第1項に基づく工事計画の認可（第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの）	1月	1月
石油パイプライン事業法第19条第2項に基づく事業用施設の完成検査（第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの）	1月	1月
石油パイプライン事業法第19条第4項に基づく工事計画の変更の認可（第15条第1項本文に規定する以外のもので「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」で定めるもの）	1月	1月
石油パイプライン事業法第20条第1項前段に基づく石油輸送規程の認可	1月	1月
石油パイプライン事業法第20条第1項後段に基づく石油輸送規程の変更の認可	1月	1月
石油パイプライン事業法第27条第1項前段に基づく保安規程の認可	1月	1月
石油パイプライン事業法第27条第1項後段に基づく保安規程の変更の認可	1月	1月

石油パイプライン事業法第29条に基づく保安検査	1月	1月
石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第4条第2項ただし書に基づく保安技術者兼任の承認	2週	2週
石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第4条第4項第2号に基づく甲種危険物取扱者免状または乙種危険物取扱者免状の交付を受けているものと同程度以上の知識及び技術を有していることの認定	2週	2週
石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項ただし書に基づく保安検査時期の特別の承認	1月	1月

3.3. 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>消費生活用製品安全法第4条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する特定製品の販売等の承認</p>	<p>1週間</p>	<p>2週間</p>
<p>消費生活用製品安全法第11条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供する特定製品の製造又は輸入の承認</p>	<p>1週間</p>	<p>2週間</p>
<p>消費生活用製品安全法第12条第1項の規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録（同法第19条の規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録の更新を含む。）</p>	<p>10週 （海外における実施調査に係る日数を除く。）</p>	<p>12週 （海外における実施調査に係る日数を除く。）</p>
<p>経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第1の規定による略称又は記号の承認</p>	<p>1週</p>	<p>2週</p>

3.4. 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>中小小売商業振興法第4条第4項に基づく電子計算機利用経営管理計画の認定</p>	<p>5週</p>	<p>6週</p>
<p>中小小売商業振興法第4条第5項に基づく連鎖化事業計画の認定</p>	<p>5週</p>	<p>6週</p>
<p>中小小売商業振興法施行令第9条第1項に基づく認定計画の変更の認定</p>	<p>5週</p>	<p>6週</p>

35. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第4号に基づく新規化学物質の製造又は輸入の確認</p>	<p>28日</p>	<p>1月</p>
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第5号に基づく少量新規化学物質の製造又は輸入の確認</p>	<p>40日</p>	<p>40日</p>
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項第6号に基づく高分子化合物の製造又は輸入の確認</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第4項に基づく低生産量新規化学物質の製造又は輸入の確認</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第17条第1項に基づく第一種特定化学物質の製造事業の許可	2月	2月
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第1項に基づく第一種特定化学物質製造設備の変更の許可	2月	2月
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第22条第1項に基づく第一種特定化学物質の輸入の許可	2月	2月

36. 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号）

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
石油需給適正化法第7条第1項に基づく石油使用者の申し出に基づく石油使用量の指定	25日	1月

3.7. 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項に基づく振興計画の認定</p>	<p>20日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>25日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第5条第1項に基づく振興計画の変更の認定</p>	<p>15日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>18日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条第1項に基づく共同振興計画の認定</p>	<p>20日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>25日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>

<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第8条第1項に基づく共同振興計画の変更の認定</p>	<p>15日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>18日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第9条第1項に基づく活性化計画の認定</p>	<p>20日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>25日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第10条第1項に基づく活性化計画の変更の認定</p>	<p>15日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>18日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項に基づく連携活性化計画の認定</p>	<p>20日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>25日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第12条第1項に基づく連携活性化計画の変更の認定</p>	<p>15日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>18日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>

<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第13条第1項に基づく支援計画の認定</p>	<p>20日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>25日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律第14条第1項に基づく支援計画の変更の認定</p>	<p>15日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>18日（都道府県又は市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>

38. 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第9条第2項に基づく石油基準備蓄量の変更</p>	<p>15日</p>	<p>20日</p>
<p>石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第22条第2項に基づく石油ガス基準備蓄量の変更</p>	<p>15日</p>	<p>20日</p>
<p>石油の備蓄の確保等に関する法律第7条第1項に基づく石油基準備蓄量の減少</p>	<p>15日</p>	<p>20日</p>
<p>石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第1項に基づく石油基準備蓄量減少の承認</p>	<p>15日</p>	<p>20日</p>
<p>石油の備蓄の確保等に関する法律第8条第2項に基づく取引関係の確認</p>	<p>15日</p>	<p>20日</p>

石油の備蓄の確保等に関する法律第11条第2項に基づく石油ガス基準備蓄量の減少	15日	20日
石油の備蓄の確保等に関する法律第11条第2項に基づく石油ガス基準備蓄量減少の承認	15日	20日
石油の備蓄の確保等に関する法律第11条第2項に基づく取引関係の確認	15日	20日
石油の備蓄の確保等に関する法律第17条に基づく石油輸入業の登録	20日	1月
石油の備蓄の確保等に関する法律第20条第1項に基づく石油輸入業の変更登録	20日	1月

39. 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
特定商取引に関する法律第61条第1項に基づく指定法人の指定	15日	30日

40. 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条に基づく揮発油販売業を行おうとする者の登録</p>	<p>14日</p>	<p>14日</p>
<p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条に基づく揮発油販売業者の変更登録</p>	<p>10日</p>	<p>10日</p>
<p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の2に基づく揮発油特定加工業を行おうとする者の登録</p>	<p>14日</p>	<p>14日</p>
<p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の6に基づく揮発油特定加工業者の変更登録</p>	<p>10日</p>	<p>10日</p>
<p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の9に基づく軽油特定加工業を行おうとする者の登録</p>	<p>14日</p>	<p>14日</p>

揮発油等の品質の確保等に関する法律第12条の13に基づく軽油特定加工業者の変更登録	10日	10日
揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項に基づく揮発油販売業者が分析を委託する登録分析機関の登録（同法第17条の16に基づく登録分析機関の登録の更新を含む。）、第17条の3第2項（同法第17条の8第1項、第17条の10第1項及び第17条の12第1項で準用する場合を含む。）に基づく揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者及び重油生産業者が分析を委託する登録分析機関の登録（同法第17条の16に基づく登録分析機関の登録の更新を含む。）、第17条の4第3項（同法第17条の8第2項及び第3項、第17条の10第2項及び第3項並びに第17条の12第2項及び第3項で準用する場合を含む。）に基づく揮発油輸入業者等、軽油輸入業者等、灯油輸入業者等及び重油輸入業者等が分析を委託する登録分析機関の登録（同法第17条の16に基づく登録分析機関の登録の更新を含む。）及び第17条の4の2第2項（同法第17条の8第4項で準用する場合を含む。）に基づく揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者が分析を委託する登録分析機関の登録（第17条の16に基づく登録分析機関の登録の更新を含む。）	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の3第1項に基づく揮発油試験研究計画の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の5第1項に基づく揮発油試験研究計画の変更の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第1項に基づく生産揮発油品質維持計画及び確認揮発油品質維持計画の認定	15日	15日

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の7第1項に基づく生産揮発油品質維持計画及び確認揮発油品質維持計画の計画終了日の変更の認定	1月	1月
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の2第1項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の5第1項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第17条の7第1項の規定による揮発油特定加工品質確認計画の計画終了日の変更の認定	1月	1月
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第18条第2項（同規則第26条、第31条及び第46条で準用する場合を含む。）に基づく揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者及び重油輸入業者の届出に係る特例の承認	20日	1月
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条の3第1項の規定による軽油試験研究計画の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条の5第1項の規定による軽油試験研究計画の変更の認定	15日	15日

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条の2第1項の規定による軽油特定加工品質確認計画の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条の5第1項の規定による軽油特定加工品質確認計画の変更の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第25条の7第1項の規定による軽油特定加工品質確認計画の計画終了日の変更の認定	1月	1月

4 1 . 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第1項第1号に基づく指定資格講習機関の指定</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>
<p>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第4条第2項に基づく指定再講習機関の指定</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>

4 2. 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>日韓大陸棚法第10条第3項に基づく特定鉱業権延長の許可</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>
<p>日韓大陸棚法第12条に基づく特定鉱業権設定の許可</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>
<p>日韓大陸棚法第21条第1項に基づく共同開発事業契約の認可、変更認可</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>
<p>日韓大陸棚法第24条第1項に基づく特定鉱業権移転の認可</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>
<p>日韓大陸棚法第33条第2項に基づく事業着手の延長の認可</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>

日韓大陸棚法第33条第3項に基づく事業休止の認可	1月	2月
日韓大陸棚法第35条第1項に基づく施業案の認可、変更認可	1月	2月
日韓大陸棚法第36条第1項に基づく指定区域の採掘制限の許可	1月	2月
日韓大陸棚法第37条第1項に基づく特定鉱業権消滅時の採掘の認可	1月	2月
日韓大陸棚法第38条第3項に基づく共同採掘契約の認可、変更認可	1月	2月

43. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第9条第1項第1号に基づく指定講習機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第31条第1項に基づく認定管理統括事業者の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第50条第1項に基づく連携省エネルギー計画の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第51条第1項に基づく連携省エネルギー計画の変更の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第55条に基づくエネルギー管理士免状の交付</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第55条第1項第2号に基づくエネルギー管理士試験合格者相当の認定	1月	2月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第57条第2項に基づく指定試験機関の指定	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第61条第1項に基づく試験事務規程の認可及びその変更認可	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第62条に基づく試験事務の休廃止の許可	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第63条第1項に基づく指定試験機関の事業計画等の認可及びその変更認可	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第64条に基づく指定試験機関の役員の選解任の認可	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第76条第1項に基づくエネルギー管理講習業務規程の認可及びその変更認可	25日	1月

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第78条第1項に基づく指定講習機関の事業計画等の認可及びその変更認可	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第84条第1項に基づく登録調査機関の登録	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第91条第1項に基づく登録調査機関の登録の更新	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第117条第1項に基づく認定管理統括荷主の認定	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第121条第1項に基づく荷主連携省エネルギー計画の認定	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第122条第1項に基づく荷主連携省エネルギー計画の変更の認定	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第8条第2項から第4項までに基づくエネルギー管理統括者の兼任の承認	25日	1月

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第13条第2項に基づくエネルギー管理企画推進者の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第17条第2項から第5項までにに基づくエネルギー管理者の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第23条第2項から第9項までにに基づくエネルギー管理員の兼任の承認	25日	1月
エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第2条に基づく登録研修機関の登録	25日	1月
エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第7条第1項に基づくエネルギー管理士免状の再交付	1月	2月
エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第14条第1項に基づく登録研修機関の登録の更新	25日	1月

4.4. 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>深海底鉱業暫定措置法第4条第1項に基づく深海底鉱業の許可</p>	<p>70日</p>	<p>3月</p>
<p>深海底鉱業暫定措置法第14条第1項に基づく深海底鉱区等の変更の許可</p>	<p>70日</p>	<p>3月</p>
<p>深海底鉱業暫定措置法第18条第1項に基づく深海底鉱業の譲渡し及び譲受けの認可</p>	<p>45日</p>	<p>2月</p>
<p>深海底鉱業暫定措置法第18条第2項に基づく法人の合併の認可</p>	<p>45日</p>	<p>2月</p>
<p>深海底鉱業暫定措置法第23条第2項に基づく事業着手期限の延長</p>	<p>45日</p>	<p>2月</p>

深海底鉱業暫定措置法第23条第3項に基づく事業の休止の認可	45日	2月
深海底鉱業暫定措置法第24条第1項に基づく施業案の認可	70日	3月
深海底鉱業暫定措置法第24条第1項に基づく施業案の変更の認可	70日	3月
深海底鉱業暫定措置法第39条に基づく保安規程の設定又は変更の認可	15日	1月
深海底鉱業暫定措置法第39条に基づく施設計画の認可	15日	1月
深海底鉱業暫定措置法第39条に基づく機械、器具についての性能検査	15日	1月
深海底鉱業暫定措置法第40条に基づく外国深海底鉱業者との結合関係の認定	45日	2月

4 5. 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>半導体集積回路の回路配置に関する法律第7条第1項に基づく回路配置利用権の設定の登録</p>	<p>1 週</p>	<p>2 週</p>
<p>半導体集積回路の回路配置に関する法律第21条に基づく回路配置利用権の移転等の登録</p>	<p>1 週</p>	<p>2 週</p>
<p>半導体集積回路の回路配置に関する法律第28条第2項に基づく登録機関の登録</p>	<p>1 5 日</p>	<p>1 月</p>
<p>半導体集積回路の回路配置に関する法律第30条の2に基づく機関登録の更新</p>	<p>1 5 日</p>	<p>1 月</p>

46. 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第4条第1項に基づく特定物質等製造数量の許可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第5条第3項に基づく輸出用製造数量の指定の変更</p>	<p>18日</p>	<p>3週</p>
<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第5条第4項に基づく輸出用製造数量の確認</p>	<p>18日</p>	<p>3週</p>
<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第5条の2第1項に基づく特定物質等ごとの製造数量の認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第8条第1項に基づく許可製造数量増加の許可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第8条第3項に基づく増加の許可を受けた特定物質等に係る輸出用製造数量の指定の変更	18日	3週
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第11条第1項に基づく破壊に係る製造数量の確認	18日	3週
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第12条第1項に基づく原料使用に係る製造数量の確認	18日	3週
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第13条第1項に基づく特定用途に係る製造数量の確認	18日	3週

4.7. 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>資源の有効な利用の促進に関する法律第27条第1項に基づく使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>資源の有効な利用の促進に関する法律第28条第1項に基づく使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の変更認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>

48. 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づく商品投資顧問業者の許可</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>
<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条第1項の規定に基づく商品投資顧問業者の許可の有効期間の更新</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>
<p>商品投資に係る事業の規制に関する法律第9条の規定に基づく商品投資顧問業者の業務の種類及び方法の変更又は資本金の額の減少の認可</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>

49. 計量法（平成四年法律第五十一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>計量法第16条第1項第2号イに基づく指定検定機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>30日</p>
<p>計量法第16条第1項第2号ロに基づく指定製造事業者の指定 （指定検定機関の調査による場合を除く。）</p>	<p>70日</p>	<p>120日</p>
<p>計量法第16条第1項第2号ロに基づく指定製造事業者の指定 （指定検定機関の調査による場合に限る。）</p>	<p>30日</p>	<p>80日</p>
<p>計量法第121条の2第1項に基づく特定計量証明認定機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>30日</p>
<p>計量法第122条第1項に基づく計量士の登録</p>	<p>50日</p>	<p>85日</p>
<p>計量法第135条第1項に基づく指定校正機関の指定</p>	<p>25日</p>	<p>30日</p>

50. ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第13条第1項に基づく会員制事業協会の指定</p>	<p>45日</p>	<p>3月</p>

5 1. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の8第1項に基づく認定機関の登録	15日	1月

5 2. 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項に基づく産業業務施設の移転計画の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項に基づく産業業務施設の移転計画の変更の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>

53. 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第8条に基づく支援事業実施機関の指定	1月	2月

54. エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条第1項に基づく事業計画の承認</p>	<p>10日</p>	<p>3週</p>
<p>エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条第1項に基づく事業計画の変更の承認</p>	<p>10日</p>	<p>3週</p>
<p>エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第6条第1項に基づく共同事業計画の承認</p>	<p>10日</p>	<p>3週</p>
<p>エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第7条第1項に基づく共同事業計画の変更の承認</p>	<p>10日</p>	<p>3週</p>

55. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第1項の規定に基づく経営発達支援計画の認定</p>	<p>4月</p>	<p>4月</p>
<p>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第8条第1項の規定に基づく経営発達支援計画の変更の認定</p>	<p>4月</p>	<p>4月</p>

56. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第4条第1項に基づく特定物質の製造の許可</p>	<p>42日</p>	<p>45日</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第7条第1項に基づく特定物質の製造の変更の許可</p>	<p>42日</p>	<p>45日</p>
<p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第10条第1項に基づく特定物質の使用の許可</p>	<p>42日</p>	<p>45日</p>

57. 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条第1項に基づく新エネルギー利用計画の認定</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>
<p>新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく新エネルギー利用計画の変更認定</p>	<p>1月</p>	<p>2月</p>

58. 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>中心市街地の活性化に関する法律第42条第4項に基づく民間中心市街地商業活性化事業計画の認定</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>中心市街地の活性化に関する法律第43条第3項において準用する第42条第4項に基づく民間中心市街地商業活性化事業計画の変更の認定</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>中心市街地の活性化に関する法律第48条第4項に基づく特定民間中心市街地活性化事業計画の認定</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>
<p>中心市街地の活性化に関する法律第49条第3項において準用する第48条第4項に基づく特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。）</p>

<p>中心市街地の活性化に関する法律第50条第4項に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間及び法第50条第5項の規定に基づく都道府県の知事への協議期間を除く。）</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間及び法第50条第5項の規定に基づく都道府県の知事への協議期間を除く。）</p>
<p>中心市街地の活性化に関する法律第51条第3項において準用する第50条第4項に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更の認定</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間及び法第50条第5項の規定に基づく都道府県の知事への協議期間を除く。）</p>	<p>2月（市町村（特別区を含む。）の事務所に到達してから経済産業局又は沖縄総合事務局の事務所に到達するまでに要すべき期間及び法第50条第5項の規定に基づく都道府県の知事への協議期間を除く。）</p>

59. 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法第23条第3項に基づく再商品化等の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法第24条第1項に基づく再商品化等の変更の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法第32条第1項に基づく指定法人の指定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法第35条第2項に基づく指定法人の再商品化等業務規程の認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法第36条第1項に基づく指定法人の事業計画書及び収支予算書の認可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法第37条に基づく指定法人の業務の休廃止の許可</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>

60. 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第5条第1項に基づく対人地雷の所持の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第8条第1項に基づく対人地雷の所持に係る事項の変更の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>

6 1. 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>中小企業等経営強化法第14条第1項に基づく経営革新計画の承認〔所管行政庁が経済産業省（経済産業大臣が承認するもの）のみの場合に限る。〕</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>
<p>中小企業等経営強化法第15条第1項に基づく経営革新計画の変更の承認〔所管行政庁が経済産業省（経済産業大臣が承認するもの）のみの場合に限る。〕</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>
<p>中小企業等経営強化法第17条第1項に基づく経営力向上計画の認定〔主務大臣が経済産業大臣のみの場合に限る。〕</p>	<p>25日</p>	<p>30日</p>
<p>中小企業等経営強化法第18条第1項に基づく経営力向上計画の変更認定〔主務大臣が経済産業大臣のみの場合に限る。〕</p>	<p>25日</p>	<p>30日</p>

6.2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項に基づく再生利用事業を行う事業場の登録</p>	<p>60日</p>	<p>60日</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第12条第1項に基づく再生利用事業を行う事業場の登録の更新</p>	<p>60日</p>	<p>60日</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条第1項に基づく再生利用事業計画の認定</p>	<p>60日</p>	<p>60日</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第20条第1項に基づく再生利用事業計画の変更の認定</p>	<p>60日</p>	<p>60日</p>

6 3. 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第40条第1項に基づく原子力発電環境整備機構の設立認可</p>	<p>3週</p>	<p>1月</p>
<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第44条第2項に基づく原子力発電環境整備機構の定款変更認可</p>	<p>10日</p>	<p>2週</p>
<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第49条第1項に基づく原子力発電環境整備機構の役員を選任及び解任の認可</p>	<p>10日</p>	<p>2週</p>
<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第50条ただし書に基づく原子力発電環境整備機構の役員の兼業の承認</p>	<p>10日</p>	<p>2週</p>
<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第53条第3項に基づく原子力安全環境整備機構の評議員の任命に対する認可</p>	<p>10日</p>	<p>2週</p>

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第57条第1項に基づく最終処分業務の一部委託の認可	10日	2週
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第59条に基づく最終処分積立金の取り戻し承認	10日	2週
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第61条第1項に基づく業務方法書の認可及び変更の認可	10日	2週
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第64条に基づく予算、事業計画、資金計画の認可及び変更の認可	10日	2週
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第65条第1項に基づく財務諸表の承認	3週	1月
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第67条第1項に基づく長期借入金又は短期借入金の認可	10日	2週
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第67条第2項に基づく短期借入金の借換えの認可	10日	2週

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第76条第1項に基づく資金管理業務規程の認可及び変更の認可	10日	2週
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第77条第1項に基づく事業計画書及び収支予算書の認可並びに変更の認可	10日	2週
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第78条に基づく資金管理業務の休廃止の許可	10日	2週
原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令（平成12年通商産業省令第153号）第7条に基づく債務負担行為認可	10日	2週
原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令第8条第2項に基づく支出予算の流用等の承認	10日	2週
原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令第9条第1項に基づく支出予算の繰越承認	10日	2週
原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令第19条第2項に基づく会計規程の承認及び変更の承認	10日	2週

6 4. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第50条第1項に基づく第一種フロン類再生業者の許可</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第52条第1項に基づく第一種フロン類再生業者の許可の更新</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第53条第1項に基づく第一種フロン類再生業者の変更の許可</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第65条第1項に基づくフロン類破壊業者の許可の更新</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第66条第1項に基づくフロン類破壊業者の変更の許可</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>

65. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第14条第1項に基づく指定調査機関の指定	3月	3月
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第19条第1項に基づく指定調査機関の指定の更新	3月	3月
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第23条第1項に基づく調査業務規定の認可及び変更の認可	3月	3月
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第26条第1項に基づく業務の休廃止の許可	2月	2月
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第3条第1項に基づく国外適合性評価事業の認定	5月	5月

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律40条第4項に基づく手数料の額の認可及び変更の認可	2月	2月
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第6条第1項に基づく国外適合性評価事業の認定の更新	5月	5月
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第7条第1項に基づく国外適合性評価事業の変更の認定	5月	5月

6.6. 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>沖縄振興特別措置法第43条第1項に基づく国際物流拠点産業集積地域における事業の認定</p>	<p>60日</p>	<p>60日</p>

6 7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第28条第3項に基づく再資源化の認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第29条第2項において準用する同法第28条第3項に基づく再資源化の変更認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第31条第3項に基づく解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第32条第2項において準用する同法第31条第3項に基づく解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る変更認定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律第92条第1項に基づく資金管理法人の指定</p>	<p>25日</p>	<p>1月</p>

使用済自動車の再資源化等に関する法律第94条第2項に基づく資金管理業務規程の認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第95条第1項に基づく資金管理業務事業計画書及び収支予算書の認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第96条に基づく資金管理法人の休廃止の許可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項に基づく特定再資源化預託金等の出えん等の承認	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第3項に基づく特定再資源化預託金等の出えん等の認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第99条第3項に基づく資金管理業務諮問委員会委員の認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第105条に基づく指定再資源化機関の指定	25日	1月

使用済自動車の再資源化等に関する法律第109条第2項に基づく再資源化等業務規程の認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第110条第1項に基づく再資源化等業務事業計画書及び収支予算書の認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第113条において準用する同法第96条に基づく指定再資源化機関の休廃止の許可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第114条に基づく情報管理センターの指定	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第117条第2項に基づく情報管理業務規程の認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第120条において準用する同法第96条に基づく情報管理センターの休廃止の許可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律第120条において準用する同法第110条第1項に基づく情報管理業務事業計画書、収支予算書の認可及び変更認定	25日	1月

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第7条第2項に基づく情報管理料金の額の認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第8条第2項に基づく再資源化預託金等の管理に関する料金の額の認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第9条第2項に基づく再資源化預託金等の取戻しに係る手数料の額の認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第11条第2項に基づく書面の提出による移動報告のファイルへの記録に係る手数料の額の認可及び変更認可及び変更認可	25日	1月
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第12条第2項に基づく情報管理センターが行う書類等の交付に係る手数料の額の認可及び変更認可	25日	1月

68. 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第7条の2第1項の規定に基づく認定輸出者の認定</p>	<p>—</p>	<p>20日</p>
<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第7条の5第1項の規定に基づく認定輸出者の認定の更新</p>	<p>—</p>	<p>10日</p>
<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第8条第1項の規定に基づく指定発給機関の指定</p>	<p>—</p>	<p>30日</p>
<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第12条第1項の規定に基づく指定発給機関の指定の更新</p>	<p>—</p>	<p>20日</p>
<p>経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第14条第1項の規定に基づく指定発給機関の発給事務規程の認可及び変更の認可</p>	<p>—</p>	<p>25日</p>

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第20条の規定に基づく指定発給機関が発給事務の全部又は一部を休止し、又は廃止することの許可	—	25日
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第32条第1項の規定に基づく指定発給機関による第一種特定原産地証明書の発給に係る手数料の額の認可及び変更の認可	—	25日

6.9. 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第5条第4項に基づく使用済燃料再処理等拠出金の単価の認可及び変更認可</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>
<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第7条第1項に基づく再処理等拠出金を納付する機構の変更の承認</p>	<p>—</p>	<p>2週</p>
<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第11条第5項に基づく廃炉拠出金年度総額及び拠出金率の認可及び変更認可</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>
<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第13条第1項に基づく廃炉拠出金を納付する機構の変更の承認</p>	<p>—</p>	<p>2週</p>
<p>原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第24条第1項に基づく機構の設立申請の認可</p>	<p>—</p>	<p>1月</p>

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第31条に基づく委員の任命の認可	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第33条に基づく委員の解任の認可	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第39条第2項に基づく役員任命の認可	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第42条第2項に基づく役員解任の認可	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第43条ただし書に基づく役員兼職の承認	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第50条に基づく業務委託の認可	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第53条第1項に基づく業務方法書の認可及び変更認可	—	2週

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第54条第1項に基づく使用済燃料再処理等実施中期計画の認可及び変更認可	—	1月
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第55条第1項に基づく廃炉推進業務中期計画の認可及び変更認可	—	1月
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第58条に基づく機構の予算、事業計画及び資金計画の認可及び変更認可	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第59条第1項に基づく財務諸表の承認	—	1月
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第62条第1項に基づく借入金の認可	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第62条第2項に基づく借入金の借換えの認可	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第67条に基づく定款の変更認可	—	2週

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）附則第10条第1項ただし書に基づく分割して支払う金銭の額と期間に係る承認	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第319号）第12条第1項に基づく支払の分割（分納）の承認	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第13条第1項において準用する同令第12条第1項に基づく支払の分割（分納）の承認	—	2週
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第92号）附則第4条第7項に基づく支払計画表の変更の承認	—	2週
使用済燃料再処理・廃炉推進機構の財務及び会計に関する省令（平成28年経済産業省令第93号）第8条第2項に基づく支出予算の流用等の承認	—	2週
使用済燃料再処理・廃炉推進機構の財務及び会計に関する省令第9条第1項に基づく支出予算の繰越しの承認	—	1月
使用済燃料再処理・廃炉推進機構の財務及び会計に関する省令第20条第2項に基づく会計規程の承認及び変更の承認	—	2週

70. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づく総合効率化計画の認定（特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画）</p>	<p>45日</p>	<p>2月</p>
<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づく総合効率化計画の認定（特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画以外の総合効率化計画）</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>
<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく総合効率化計画の変更の認定（特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画）</p>	<p>45日</p>	<p>2月</p>
<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく総合効率化計画の変更の認定（特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画以外の総合効率化計画）</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>
<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第7条第2項の規定に基づく特定流通業務施設の確認</p>	<p>15日</p>	<p>1月</p>

7 1. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第七条第一項に基づく確認</p>	<p>1 月</p>	<p>1 月</p>
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第七条第二項に基づく確認</p>	<p>1 月</p>	<p>1 月</p>

7 2. 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に基づく商店街活性化事業計画の認定</p>	<p>7週</p>	<p>8週</p>
<p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第5条第1項に基づく商店街活性化事業計画の変更の認定</p>	<p>7週</p>	<p>8週</p>
<p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第6条第1項に基づく商店街活性化支援事業計画の認定</p>	<p>7週</p>	<p>8週</p>
<p>商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第7条第1項に基づく商店街活性化支援事業計画の変更の認定</p>	<p>7週</p>	<p>8週</p>

73. クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第5条第1項に基づくクラスター弾等の所持の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第8条第1項に基づくクラスター弾等の所持に係る事項の変更の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>

7 4. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第7条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の入札参加可否の通知（当該通知に係る発電がバイオマス以外の再生可能エネルギー源を電気に変換するものである場合に限る。）</p>	<p>2月</p>	<p>2月</p>
<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第7条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の入札参加可否の通知（当該通知に係る発電がバイオマスを電気に変換するものである場合に限る。）</p>	<p>4月</p>	<p>4月</p>
<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第8条の2第1項に基づく入札業務規定の認可又は変更認可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第8条の3第1項に基づく業務の休廃止の許可</p>	<p>1月</p>	<p>1月</p>
<p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定（当該認定に係る発電が太陽光（出力が10kW未満のものに限る。）及びバイオマス以外の再生可能エネルギー源を電気に変換するものである場合に限る。）</p>	<p>3月</p>	<p>3月</p>

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定（当該認定に係る発電が太陽光を電気に変換するものであって、その出力が10kW未満の場合に限る。）	2月～3月	2月～3月
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定（当該認定に係る発電がバイオマスを電気に変換するものである場合に限る。）	4月	4月
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定（当該認定に係る発電が太陽光（出力が10kW未満のものに限る。）及びバイオマス以外の再生可能エネルギー源を電気に変換するものである場合に限る。）	3月	3月
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定（当該認定に係る発電が太陽光を電気に変換するものであって、その出力が10kW未満の場合に限る。）	2月～3月	2月～3月
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定（当該認定に係る発電がバイオマスを電気に変換するものである場合に限る。）	4月	4月
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の20第1項に基づく積立業務管理規定の認可又は変更認可	1月	1月
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定	1月	1月

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第40条第1項に基づく徴収等業務規程の認可又は変更認可	1月	1月
---	----	----

75. 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第4条第3項の規定による研究開発事業計画の認定に関する こと。</p>	<p>—</p>	<p>2月</p>
<p>特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第5条第1項の規定による研究開発事業計画の変更に係る認定に関する こと。</p>	<p>—</p>	<p>2月</p>
<p>特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第6条第3項の規定による統括事業計画の認定に関する こと。</p>	<p>—</p>	<p>2月</p>
<p>特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第7条第1項の規定による統括事業計画の変更に係る認定に関する こと。</p>	<p>—</p>	<p>2月</p>

76. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第1項に基づく再資源化事業計画の認定</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第11条第1項に基づく再資源化事業計画の変更の認定</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>

7.7. 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>産業競争力強化法第68条第1項に基づく技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>
<p>産業競争力強化法第69条第1項に基づく技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定の更新</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>
<p>産業競争力強化法第71条第1項に基づく技術等情報漏えい防止措置認証機関の変更の認定</p>	<p>40日</p>	<p>45日</p>

78. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>水銀による環境の汚染の防止に関する法律第6条第1項に基づく特定水銀使用製品の製造の許可</p>	<p>40日</p>	<p>40日</p>
<p>水銀による環境の汚染の防止に関する法律第9条第1項に基づく特定水銀使用製品の用途の変更の許可</p>	<p>40日</p>	<p>40日</p>
<p>既に製造された特定水銀使用製品に関する水銀による環境の汚染の防止に関する法律附則第3条に基づく承認</p>	<p>40日</p>	<p>40日</p>
<p>既に製造された特定水銀使用製品に関する水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令附則第4条に基づく承認</p>	<p>40日</p>	<p>40日</p>

79. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第1項に基づく再商品化計画の認定</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>
<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第34条第1項に基づく再商品化計画の変更の認定</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>
<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第39条第1項に基づく自主回収・再資源化事業計画の認定</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>
<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第40条第1項に基づく自主回収・再資源化事業計画の変更の認定</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>
<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第48条第1項に基づく再資源化事業計画の認定</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>
<p>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第49条第1項に基づく再資源化事業計画の変更の認定</p>	<p>90日</p>	<p>90日</p>

80. 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律法第39条第4項に基づく基盤確立事業実施計画の認定</p>	<p>60日</p>	<p>60日</p>

81. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第4項に基づく供給確保計画の認定</p>	<p>30日</p>	<p>30日</p>

8.2. 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）

<p>手続名</p>	<p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間</p>	<p>その他の申請の場合の処理期間</p>
<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第4条第1項に基づく試掘の許可</p>	<p>5月 （二酸化炭素の貯留事業に関する法律第6条第1項に基づく関係都道府県知事への協議期間及び同条第2項の規定に基づく関係行政機関等への協議期間を除く。）</p>	<p>6月 （二酸化炭素の貯留事業に関する法律第6条第1項に基づく関係都道府県知事への協議期間及び同条第2項の規定に基づく関係行政機関等への協議期間を除く。）</p>
<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第9条第2項（同法第12条第6項において準用する場合を含む。）に基づく試掘の許可の更新</p>	<p>1月 （二酸化炭素の貯留事業に関する法律第9条第5項において準用する同法第6条第1項に基づく関係都道府県知事への協議期間及び同条第2項の規定に基づく関係行政機関等への協議期間を除く。）</p>	<p>45日 （二酸化炭素の貯留事業に関する法律第9条第5項において準用する同法第6条第1項に基づく関係都道府県知事への協議期間及び同条第2項の規定に基づく関係行政機関等への協議期間を除く。）</p>
<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第12条第1項に基づく試掘の許可</p>	<p>6月 （二酸化炭素の貯留事業に関する法律第12条第6項において準用する同法第6条第1項に基づく関係都道府県知事への協議期間及び同条第2項の規定に基づく関係行政機関等への協議期間を除く。）</p>	<p>7月 （二酸化炭素の貯留事業に関する法律第12条第6項において準用する同法第6条第1項に基づく関係都道府県知事への協議期間及び同条第2項の規定に基づく関係行政機関等への協議期間を除く。）</p>

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第14条第1項に基づく許可 試掘区域の増加の許可	4月 (二酸化炭素の貯留事業に関する法律第14条第3項において準用する同法第6条第1項に基づく関係都道府県知事への協議期間及び同条第2項の規定に基づく関係行政機関等への協議期間を除く。)	5月 (二酸化炭素の貯留事業に関する法律第14条第3項において準用する同法第6条第1項に基づく関係都道府県知事への協議期間及び同条第2項の規定に基づく関係行政機関等への協議期間を除く。)
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第14条第1項に基づく許可 試掘区域の減少の許可	45日	2月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第17条第1項に基づく試掘の譲渡及び譲受けの認可	5月	6月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第17条第2項に基づく試掘者である法人の合併及び分割の認可	5月	6月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第58条第3項において準用する同法第37条第2項に基づく試掘の事業着手延期の認可	16日	3週
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第58条第3項において準用する同法第37条第5項に基づく試掘の事業休止の認可	16日	3週

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第59条第1項に基づく試掘実施計画の認可	3月	4月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第60条第1項に基づく試掘実施計画の変更の認可	3月	4月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第107条第1項に基づく貯留層の探査の許可	2月	2月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第109条第1項に基づく貯留層の探査の変更の許可	2月	2月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第112条第1項に基づく貯留層の探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認	2月	2月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第113条第1項に基づく貯留層の探査の許可を受けた者の相続の承認	2月	2月
二酸化炭素の貯留事業に関する法律第116条第1項に基づく土地の立入りの許可	4月	5月

<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第120条第1項に基づく土地の使用の許可</p>	<p>5月 (二酸化炭素の貯留事業に関する法律第120条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)</p>	<p>6月 (二酸化炭素の貯留事業に関する法律第120条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)</p>
<p>二酸化炭素の貯留事業に関する法律第123条に基づく水の使用に関する権利の許可</p>	<p>5月 (二酸化炭素の貯留事業に関する法律第123条により準用する同法第120条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)</p>	<p>6月 (二酸化炭素の貯留事業に関する法律第123条により準用する同法第120条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)</p>